

令和 2 年 9 月会議

津幡町議会会議録

令和 2 年 9 月 4 日再開

令和 2 年 9 月 14 日散会

津 幡 町 議 会

令和2年津幡町議会9月会議会議録 目 次

第1号（9月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午前10時00分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議時間の延長	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案等上程（議案第66号～議案第96号、承認第17号、認定第1号～認定第11号）	5
1. 議案に対する質疑	11
1. 委員会付託	11
1. 町政一般質問	11
13番 道下政博議員	11
1. 休憩（午前11時24分）	20
1. 再開（午前11時35分）	20
5番 西村 稔議員	20
1. 休憩（午前11時49分）	22
1. 再開（午後1時00分）	22
4番 八十嶋孝司議員	22
3番 竹内竜也議員	27
1. 休憩（午後1時49分）	32
1. 再開（午後2時00分）	32
2番 森川 章議員	32
10番 塩谷道子議員	39
1番 小町 実議員	42
1. 散会（午後3時08分）	46

第2号（9月14日）

1. 出席議員、欠席議員	47
1. 説明のため出席した者	47
1. 職務のため出席した事務局職員	47
1. 議事日程（第2号）	48
1. 議事日程（第2号の2）	48

1. 議事日程（第2号の3）	48
1. 本日の会議に付した事件	48
1. 開 議（午後1時30分）	49
1. 議事日程の報告	49
1. 会議時間の延長	49
1. 議案等上程（議案第66号～議案第96号、承認第17号、請願第5号、請願第6号、 陳情第2号、陳情第4号）	49
1. 委員長報告	49
1. 委員長報告に対する質疑	51
1. 討 論	51
1. 採 決	54
1. 同意上程（同意第4号）	55
1. 質疑・討論の省略	55
1. 採 決	56
1. 議会議案上程（議会議案第4号）	56
1. 質 疑	57
1. 討 論	57
1. 採 決	57
1. 休 憩（午後2時05分）	57
1. 再 開（午後2時06分）	57
1. 議会議案上程（議会議案第5号）	58
1. 質 疑	58
1. 討 論	58
1. 採 決	58
1. 休 憩（午後2時12分）	59
1. 再 開（午後2時13分）	59
1. 議会議案上程（議会議案第6号）	59
1. 提案理由・質疑・討論の省略	59
1. 採 決	59
1. 閉議・散会（午後2時16分）	60
1. 署名議員	61

令和2年9月4日（金）

○出席議員（16名）

議 長	酒 井 義 光	副議長	荒 井 克
1 番	小 町 実	2 番	森 川 章
3 番	竹 内 竜 也	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	7 番	森 山 時 夫
8 番	角 井 外喜雄	10 番	塩 谷 道 子
11 番	多 賀 吉 一	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	小 倉 一 郎	総 務 課 長	酒 井 英 志
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	本 多 延 吉
町民福祉部長	羽 塚 誠 一	健康推進課長	石 黒 久 美
産業建設部長	岩 本 正 男	環境水道部長	八 田 信 二
生活環境課長	英 直 喜	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 田 二 郎
消 防 長	松 浦 清 市	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	吉 本 良 二	生涯教育課長	宮 崎 寿
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	斎 藤 晶 史		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局長補佐	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	田 中 圭	庶 務 係 長	掃 部 富 雄
監 理 課 主 事	長谷川 直 人	税 務 課 主 査	酒 井 誠

○議事日程（第 1 号）

令和 2 年 9 月 4 日（金）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案等上程（議案第66号～議案第96号、承認第17号、認定第 1 号～認定第11号）

（質疑・委員会付託）

議案第66号 令和 2 年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第67号 令和 2 年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第68号 令和 2 年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第69号 令和 2 年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第70号 令和 2 年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第71号 令和 2 年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算
（第 2 号）

議案第72号 津幡町部設置条例等の一部を改正する条例について

議案第73号 津幡町議会議員及び津幡町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例について

議案第74号 津幡町福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第75号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第76号 津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の
一部を改正する条例について

議案第77号 津幡町中小企業振興基本条例について

議案第78号 津幡町河合谷宿泊体験交流施設条例について

議案第79号 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第80号 津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 津幡町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第82号 津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第83号 牛首辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第84号 下河合辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第85号 上大田辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第86号 種辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第87号 八ノ谷辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第88号 筋谷辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第89号 朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第90号 土地の処分について

議案第91号 財産の取得について（津幡町新庁舎（庁舎）備品）

議案第92号 財産の取得について（津幡町新庁舎（特別職・議会）備品）

議案第93号 財産の取得について（津幡町福祉センター備品）

- 議案第94号 財産の取得について（津幡町新庁舎・福祉センター（音響設備等）
備品）
- 議案第95号 財産の取得について（津幡町立小中学校学習用コンピュータ機器等
整備）
- 議案第96号 財産の取得について（津幡運動公園陸上競技場フィニッシュレコー
ダー）
- 承認第17号 専決処分の報告について（令和2年度津幡町一般会計補正予算
（第7号））
- 認定第1号 令和元年度津幡町一般会計決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第4号 令和元年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第5号 令和元年度津幡町簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 認定第6号 令和元年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について
- 認定第7号 令和元年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について
- 認定第8号 令和元年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について
- 認定第9号 令和元年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計決算の認
定について
- 認定第10号 令和元年度津幡町水道事業会計決算の認定について
- 認定第11号 令和元年度津幡町下水道事業会計決算の認定について

日程第4 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○酒井義光議長 ただいまから、令和2年津幡町議会9月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○酒井義光議長 本日再開の9月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から9月14日までの11日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○酒井義光議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○酒井義光議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、ご了承願います。

議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜会議録署名議員の指名＞

○酒井義光議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本9月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において11番 多賀吉一議員、12番 向 正則議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○酒井義光議長 日程第2 諸般の報告をいたします。

本9月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による

報告第8号 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による

報告第9号 資金不足比率の報告について。

以上、2件の報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第5号、請願第6号、陳情第2号、陳情第4号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条及び第94条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和2年6月分及び7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による令和元年度津幡町教育委員会点検・評価の報告がありました。報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案等上程＞

○酒井義光議長 日程第3 議案等上程の件を議題とし、議案第66号から議案第96号まで、承認第17号及び認定第1号から認定第11号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和2年津幡町議会9月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

初めに、現在、国、地方をあげて新型コロナウイルス対策に全力で取り組んでいるところ、8月28日に、安倍内閣総理大臣が持病の悪化を理由に辞意を表明されたことに大変驚いているところでございます。これまで安倍総理は、経済・外交政策などに積極的に取り組まれ、また、アベノミクスや一億総活躍社会の実現に邁進し、新型コロナウイルスとの闘いにも国のリーダーとして果敢に取り組んでこられました。さらには、地方が直面している大きな課題である地方創生を推進され、憲政史上、内閣総理大臣連続在職日数が最長となりました。志半ばで辞任されることは大変残念であると思いますが、長きにわたるご尽力に対し、心から敬意を表し、一日も早くご快復されることを祈念申し上げる次第でございます。次期内閣総理大臣におかれましては、新型コロナウイルスへの対応が長期化する中、国民の安全、安心を確保するため、コロナ禍の中で地域と連携して機敏に対応していただきたいと考えているところでございます。

次に、7月24日、前津幡町長の村 隆一さんが逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。村 隆一さんは、矢田 剛元町長が築いた津幡町の基盤を受け継ぎ、平成14年4月に町長に就任されました。そして、和倉温泉加賀屋で培ったおもてなしの経験と民間経営感覚を生かし、町民の目線に立った行政サービス、財政改革を行い、平成22年4月に退任されるまでの2期8年にわたり津幡町の発展に尽力されました。人にやさしいまち、活気あふれるまち、心潤うまち、安全で安心なまちの4つの柱を基本理念とし、積極的な町政の諸施策を実現すべく、日夜を分かたず邁進してこられました。今ある津幡町は、矢田元町長、村前町長が築いた基盤の上で発展をしております。現在、地方自治は極めて厳しい局面を迎えておりますが、村 隆一さんのまちづくりに対する強い情熱と堅いご遺志を引き継ぎ、津幡町がさらに発展するよう、町民の皆さんとともに努力をしまいにありますことを、ここにお誓い申し上げます。次第でございます。

今年の夏は、平年より9日遅い8月2日ごろに長く続いた梅雨がようやく明け、その後、石川県も同様ですけれども、全国的に猛暑日や真夏日が続く記録的な暑さとなりました。

7月には、1951年の統計開始以来、初めて台風が発生しなかったと気象庁より発表がございました。8月に入ってから、3号から10号まで8つの台風が発生いたしました。中でも台風9号につきましては、沖縄や奄美地方で、豪雨と暴風による被害をもたらしました。また、台風10号につきましては、非常に強い勢力を維持したまま、6日には西日本に接近し、上陸する恐れがあ

るということで、今後の気象情報に十分注意し、対応してまいりたいと思っております。災害への備えは、年々、その重要性が増してきていることから、これから10月にかけて、大雨や台風に備え、万全の体制で臨みたいと考えております。

9月2日、午前2時49分に富山県西部を震源とする地震が発生しました。津幡町では震度3を記録し、総務課及び都市建設課の防災担当職員が役場に参集、待機し、情報の収集に当たりました。現時点では、土砂崩れ等による道路や河川の被害報告はございません。本町といたしましても、引き続き町民の安全、安心を最優先に、防災体制の整備、点検を進めてまいりますので、議会の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。なお、先ほど9時過ぎでございますけれども、福井県春江町を震源に地震があり、津幡町は、正規な発表前ではありますが、町の震度計では震度1を記録したところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、7月下旬から8月上旬にかけて、全国的に新規感染者数が増加いたしました。このころは、東京、大阪などの首都圏はもちろんのこと、全国各地で1日の感染者数が過去最多を記録するといったニュースが連日流れておりました。全国における8月までの感染者数は6万8,000人を超え、8月だけでも累計数の約半分に当たる3万2,000人余りとなっております。8月下旬以降は、新規感染者数も若干減少傾向にあり、このままコロナが収束することを願う次第でございます。

県内の感染状況につきましては、6月22日に1人の感染者が確認されて以降、しばらくの間、新たな感染者は確認されておりました。しかしながら、7月17日に1人の感染者が確認され、その後、クラスター等が発生したこともあり、ほぼ毎日のように感染者が確認されております。6月までは、6つのクラスター等の発生により、感染者数は300人でしたが、7月以降、特に金沢以南の地域において、新たに8つのクラスター等が発生し、9月1日には金沢医療センター関係のクラスター等により、1日としては過去最多となる27人の感染者が確認されました。9月3日時点における感染者数は677人で、8月の1カ月間だけで感染者数が305人と感染が拡大いたしました。このように県内の病院や高齢者福祉施設等でクラスターが発生したことから、改めて河北中央病院には感染拡大防止策の再点検を指示し、また、本町の高齢者福祉施設等へは、県及び町から感染拡大防止対策についての注意喚起を行っているところでございます。

本町の感染状況につきましては、5月22日に1人の感染が確認されたのを最後に新たな感染者は確認されておりましたが、8月17日に1人確認され、その後、5人の感染者が確認されております。6人の感染者のうち、2人は感染経路が不明の方で、残り4人は濃厚接触による感染でございました。すでに、3人の方は退院され、3人の方が療養中でございます。一日も早いご快復を願う次第でございます。町民の皆様には、身近に新型コロナウイルスが存在することを前提に、まだまだ暑い日が続く中、熱中症にも気を付けていただきながら、手洗いの励行、マスクの着用、フィジカルディスタンス（身体的距離）の確保といった新しい生活様式の徹底をお願いいたします。特に高齢者の皆様におかれましては、重症化しやすいことや容体が急変することが多いという、新型コロナウイルスの特性を踏まえ、日々の行動について慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。また、感染者の方やその家族に対する差別や偏見につながる行動は厳に慎んでいただくとともに、東京や大阪など感染拡大地域との往来につきましても、慎重に検討していただくようお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、議会7月会議以降の町政の概況を報告いたします。

7月29日、河北潟干拓地ひまわり村の開村式が行われました。ことしは、新型コロナウイルスの影響で園児による種まきはできませんでしたが、各保育園にひまわりの種を配り、保育園や自宅で種まきをしていただきました。当日は、梅雨明け前で曇り空ではありましたが、心配された雨も降らず、子どもたちは約35万本のひまわりが咲き誇るひまわり迷路を楽しんでおりました。また、今年も期間限定での夜間ライトアップが行われ、私も家族で行ってまいりましたが、大変多くの方々が夜のひまわりを楽しんでおられました。

8月4日、河合谷宿泊体験交流施設新築工事の安全祈願祭及び起工式が下河合地内の旧河合谷小学校跡地で行われました。当日は、暑い中にもかかわらず、焼田石川県議会議員、酒井津幡町議会議員を初め、関係各位にご出席をいただいたところでございます。本施設は、この河合谷地区の豊かな自然やすばらしい里山環境を生かし、広い世代で田舎暮らし体験を通して地域の伝統や自然に触れる滞在型施設として整備するものでございます。工事の完成は来年の春を目指しており、勤務する職員の研修や各種体験の準備などを経て夏ごろにはオープンしたいと考えております。今後、本施設は、津幡町のまちづくりにおいて有効な施設になるものと考えておりますので、議員各位の一層のご支援をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第66号 令和2年度津幡町一般会計補正予算（第8号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ6億4,980万7,000円を追加するものでございます。

歳入の増額補正は、普通交付税の本算定に伴う地方交付税や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などに伴う国庫支出金、児童福祉施設等感染防止対策事業や県単土地改良事業などに伴う県支出金、石川県市町村振興協会新型コロナウイルス対策市町臨時交付金などに伴う諸収入、さらに、高度無線環境整備事業や臨時財政対策債などに伴う町債等を増額する一方、財源調整のための財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費では、ふるさと納税寄附件数の増加に伴う返礼品費や事務手数料などの地域ブランド推進事業費、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、飛沫感染防止用品及び自動消毒噴霧器購入などの感染症緊急対策費、金沢ケーブル株式会社が実施する町内全域のF T T H光化事業に対する負担金の高度無線環境整備事業費などを追加、増額するものでございます。

民生費では、感染症緊急対策費として、国の特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児に対し、給付金を支給する新生児応援給付金支給事業を創設いたします。また、児童福祉施設等における感染防止に係る各種対策を実施するための衛生用消耗品購入費等の感染症緊急対策費、病後児保育の実施による特別保育事業実施補助金や保育士の不足に対応するための人材派遣委託などの保育園運営費、さらに、前年度に実施した事業実績による国庫支出金返還などの放課後児童健全育成事業費や助成対象者の拡大及び助成方法の変更に伴う助成費等の心身障害者医療費助成事業などを追加、増額するものでございます。

衛生費では、感染症緊急対策費として河北中央病院の医療機器購入等に対する補助金やロタウイルス感染症予防接種の定期化に伴う委託料等の感染症予防費などでございます。

農林水産業費では、興津地区のため池改修事業採択による県単土地改良事業費や倉見地区ほ場整備の換地処分に伴う県営土地改良事業受任換地清算事業費などでございます。

商工費では、事業費の確定による新型コロナウイルス感染拡大防止協力金・支援金の減がある

ものの町内事業者と町民生活を支援するため、つばた元気応援プレミアム商品券発行事業に伴う感染症緊急対策費や河合谷宿泊体験交流施設のオープンにあわせて、管理運営に必要な備品等の購入に伴う整備費などを追加、増額するものでございます。

土木費では、町道路線の道路維持修繕費や各都市公園に掲示板設置等を行うための感染症緊急対策費などです。

消防費では、感染防止用資機材及び消耗品購入による感染症緊急対策費などであります。

教育費では、社会人相撲大会費や全国市町村交流レガッタ参加費など事業中止に伴う減があるものの、多子世帯学校給食費助成費や小中学校における衛生用消耗品購入等の感染症緊急対策費及び小中学校におけるGIGAスクール推進による校内通信ネットワーク整備事業に伴う情報教育推進事業費などを追加、増額するものでございます。

第2表地方債補正は、河合谷宿泊体験交流施設整備事業ほか4事業及び臨時財政対策債について、限度額を表のとおり変更し、また、金沢ケーブル株式会社が実施する町内全域のF T T H光化事業に対する負担金として高度無線環境整備事業を追加するものでございます。

次に、**議案第67号** 令和2年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ7,666万9,000円を追加するもので、前年度繰越金を財源に国保事業調整基金に7,640万円を積み立てるものでございます。

次に、**議案第68号** 令和2年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ5,936万6,000円を追加するもので、前年度繰越金を財源に介護給付費準備基金に4,720万5,000円を積み立てるほか、過年度事業費精算による国庫支出金等の償還金1,216万1,000円でございます。

次に、**議案第69号** 令和2年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ120万7,000円を追加するもので、主に前年度からの繰越金を簡易水道補修基金に積み立てるものでございます。

次に、**議案第70号** 令和2年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ438万4,000円を追加するもので、バス車両の抗菌噴霧委託費のほか、前年度からの繰越金をバス事業調整基金積立金に積み立てるものでございます。

次に、**議案第71号** 令和2年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）について。

本補正は、収益的収入支出それぞれ59万1,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染防止対策のため、検温に係る業務に従事する会計年度任用職員報酬等を増額するものでございます。また、資本的収入8,980万6,000円、資本的支出3,980万6,000円をそれぞれ増額するもので、収入では、特別減収企業債及び一般会計補助金を、支出では新型コロナウイルス感染防止対策による医療機器購入や発熱外来救急受入ドアの改修費などを増額するものでございます。企業債では、特別減収対策企業債について、限度額を追加で定めるものでございます。

次に、**議案第72号** 津幡町部設置条例等の一部を改正する条例について。

本案は、令和3年1月1日からの新庁舎移転にあわせ、町の組織機構を改編するため、部設置条例ほか2条例の一部を改正するものでございます。

次に、**議案第73号** 津幡町議会議員及び津幡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営に係る選挙運動用の自動車の使用、ビラ・ポスターの作成を公費負担とすることが可能となったため、必要な事項について定める条例を整備するものでございます。

次に、**議案第74号** 津幡町福祉センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町福祉センターの大改修に伴い、開館時間及び各室の名称、利用料金等を改定するものでございます。

次に、**議案第75号** 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う地方税法等の一部改正に伴い、非課税措置の対象にひとり親を追加し、寡夫を除外すること、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止、延期などをした事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用や住宅ローン控除の特例措置について改正を行うものでございます。また、紙巻きたばこの換算方法を段階的に改める改正を行うものでございます。

次に、**議案第76号** 津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地域再生法の一部改正に伴い、課税免除等の適用範囲について、適用期間を令和4年3月31日までの2年間延長する改正を行うものでございます。

次に、**議案第77号** 津幡町中小企業振興基本条例について。

本案は、町の産業において重要な地位を占める中小企業及び小規模企業の振興に関する基本方針、基本的施策のほか、施策推進に当たって、町、中小企業の責務と役割、町民の理解及び協力について定める条例を整備するものでございます。

次に、**議案第78号** 津幡町河合谷宿泊体験交流施設条例について。

本案は、住民及び都市農村交流の場を通して、地域間交流の推進と交流人口の拡大及び地域資源の活用を図り、津幡町及び地域の活性化を促進するため、河合谷宿泊体験交流施設を設置する条例を整備するものでございます。

次に、**議案第79号** 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法の施行に伴い、個人番号通知カードが廃止されたため、当該カードの再交付手数料について削除する改正を行うものでございます。

次に、**議案第80号** 津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、石川県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルスに感染などした一定の要件を満たした被用者に対して、傷病手当金を支給することに伴い、本町が当該支給に係る事務を取り扱うための改正を行うものでございます。

次に、**議案第81号** 津幡町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、石川県の心身障害者医療費助成事業費補助金の制度改正に伴い、津幡町心身障害者医療費の助成対象者に新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加するとともに65歳以上への支給方法の改正を行うものでございます。

次に、**議案第82号** 津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、笠野屋内ゲートボール場の解体及び河合谷宿泊体験交流施設設置にあわせて、笠野屋内ゲートボール場及び河合谷グラウンドに関する規定を削除する改正を行うものでございます。

次に、**議案第83号**から**議案第89号**までの牛首辺地から朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について

本案は、牛首辺地から朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、同計画に計上している電気通信に関する施設について、津幡町全域のF T T H光化事業の追加に伴う辺地区域内の事業費及び辺地対策事業債の予定額の変更を行うものでございます。

次に、**議案第90号** 土地の処分について。

本案は、津幡町大坪地区工場用地として、津幡町字大坪い4番2ほか1筆、合計8,881.8㎡の土地を株式会社オハラに1億509万7,601円で売却いたしたく、現在、仮契約を締結中ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第91号から94号までは、津幡町役場新庁舎及び福祉センター整備に係る財産の取得についてでございます。

議案第91号は、津幡町新庁舎（庁舎）備品一式について、指名競争入札により3,502万9,203円で岩井守商店が落札いたしました。

議案第92号は、津幡町新庁舎（特別職・議会）備品一式について、指名競争入札により2,529万9,384円で株式会社スガイ書店が落札いたしました。

議案第93号は、津幡町福祉センター備品一式について、指名競争入札により1,469万7,430円で株式会社テラソーが落札いたしました。

議案第94号は、津幡町新庁舎・福祉センター（音響設備等）備品一式について、指名競争入札により1,166万円でコバ電工業所株式会社が落札いたしました。

次に、**議案第95号** 財産の取得について。

本案は、津幡町立小中学校学習用コンピュータ機器等整備一式について、指名競争入札により1億7,407万4,340円で三谷産業株式会社情報システム事業部が落札いたしました。

次に、**議案第96号** 財産の取得について。

本案は、津幡運動公園陸上競技場フィニッシュレコーダー1台について、指名競争入札により1,078万5,500円で吉田司株式会社が落札いたしました。

以上、6件の財産の取得につきましては、現在、仮契約を締結中ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

承認第17号 専決第19号 令和2年度津幡町一般会計補正予算（第7号）。

本補正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、歳入歳出それぞれ2,580万7,000円を追加する専決処分をしたものでございます。

令和2年7月3日から4日にかけて発生した集中豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧費及び新型コロナウイルス感染症対策として小学校給食衛生調理器具を緊急に購入する必要性が生じたことから、令和2年7月28日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、**認定第1号**から**認定第11号**までにつきましては、令和元年度津幡町一般会計決算及び7件の特別会計決算、3件の事業会計決算の認定に係るものでございます。

このほど、会計管理者及び3事業会計から各決算書の提出がありましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上、本9月会議にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○酒井義光議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○酒井義光議長 ただいま議題となっております議案第66号から議案第96号まで、承認第17号及び認定第1号から認定第11号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜町政一般質問＞

○酒井義光議長 日程第4 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博でございます。

今回は5点について、質問いたします。

質問に入ります前に、コロナ禍、新型コロナウイルス感染症により死亡された方々にお悔やみを申し上げますとともに、現在も闘病中の方々に対しお見舞いを申し上げます。一日も早くコロナワクチンの活用ができる状況になりますことをお祈りいたしております。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問1番目でございます。新型コロナウイルスのPCR検査や感染履歴の有無がわかる抗体検査は可能かについて質問をいたします。

8月21日付の北國新聞記事に、開業医で検査開始との大きな見出しがありました。その内容の一部記事を確認いたしますと、石川県内で開業医による新型コロナウイルスの行政検査や保険適用検査が20日までにスタートした。県は月内にも、開業医の取りまとめ役となる県医師会との間で集合契約を結ぶが、国の通知に基づき、契約に先行して早期実施に踏み切った。県は100以上の開業医に参加してもらえよう県医師会に協力を求めていく方針で、新型コロナと症状を区別しにくいインフルエンザの流行期を前に、県民かかりつけ医でも広く検査を受けられる体制を整えたい構えだとありました。さらに記事によりますと、県によると、20日までに2施設でPCR検査や抗原検査が9件行われ、中略いたしますが、保険適用もしくは行政検査となるため患者負

担はなかったともありました。

私が思うには、多くの津幡町民は現状で町内にどれくらいのコロナウイルスが入り込んできているか知りたいと思っているのではないのでしょうか。感染症の症状はないけれども自分自身がコロナに感染してしまっているのではないかと不安といいますか、感染への恐怖心と知らぬ間に家族や知人にうつしてしまっているのではないかと不安にさいなまれている方が、決して少なくないのではないかと感じております。

そういった町民の不安を取り除き、解決するにはやはりPCR検査や抗体検査を行い、コロナウイルス陰性との証明がほしいのではないのでしょうか。そうなれば安心して日々の暮らしに自信をもって取り組んでいくことができるようになっていくのではないかと思います。

そこで、河北中央病院や当町の開業医でも検査ができるようになる動きはあるのでしょうか。

矢田町長に質問いたします。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の新型コロナのPCR検査や感染履歴の有無がわかる抗体検査は可能かとのご質問にお答えいたします。

開業医における新型コロナウイルスのPCR検査体制につきましては、石川県が準備を進めており、今後も情報収集に努めるなど動向を注視し、指示等があれば迅速に対処したいと考えているところでございます。

本町では現在、町立の河北中央病院で感染症対策として施設や検査体制の整備を進めているところでございます。その内容は、先の新聞報道にもありましたけれども、石川県が策定した新型コロナウイルス感染症対応病床の確保計画において、感染拡大時には6床分の病床を用意し、第2波に備えております。

また、6月会議で議決をいただきました補正予算により、センサー付自動水栓への改修工事や発熱外来の設置及びドライブスルーPCR検査施設改修工事を進めている状況でございます。

現在、河北中央病院では、保健所を通じてのPCR検査の検体採取のみを実施しておりますが、今後、ウイルスに感染していることが速やかに判断できる抗原検査、過去に感染したことがあるかどうかを確認する抗体検査、そして、当院医師の判断のもと、民間の検査機関に直接依頼して行うPCR検査を実施すべく準備をしているところでございます。

ご理解をお願いいたします。

以上です。

○酒井義光議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 再質問をさせていただきます。

もし可能であれば、いつごろからできるかということをお聞かせいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 再質問につきましては、河北中央病院事務長に答弁させます。

○酒井義光議長 斎藤河北中央病院事務長。

〔斎藤晶史河北中央病院事務長 登壇〕

○斎藤晶史河北中央病院事務長 ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

河北中央病院といたしまして、まず、一番最初に答えました抗原検査は、9月中には開始できるよう準備をいたしております。9月上旬でございます。抗体検査につきましては、9月中旬から下旬につきまして、当院での準備をいたしております。物的、物は全て準備しております。それから、PCR検査、これは検査機関に委託してのPCR検査でございますが、これはもういつでもできる状態でございます。ただし、大々的にしておるということは申ししておりませんので、まだ依頼は、自費ですけど自己負担でのPCR検査は、まだ1件も受注はございません。

以上でございます。

○酒井義光議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 再質問に答えていただきまして、ありがとうございます。

これを聞いた町民は、安心するのではないかなというふうに思いますので、今後ともまた準備を万全に進めていただきたいと思います。

それでは、質問の2番目に入ります。

新しい生活様式に向けた諸施策の具体化について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、密を防ぐ新しい生活様式を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動が動き出しています。今後は、新しい生活様式を定着させるための具体的な施策を本町においても推進し、決して後戻りをしない自律的な地域社会を構築していく必要があると考えます。

国も、新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資、社会実装とその環境整備を進めていくこととしており、特にデジタル・ガバメントは今後1年間が改革期間であると、いわゆる骨太の方針にも示されました。また、内閣府が示した地域未来構想20の中には、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスに変える施策が紹介されています。

そこで、デジタル化の果実を本町に大胆に取り入れるとともに、オンライン、テレワーク、ワーケーション、働き方改革や移住、企業や学校の休日を見直し、分散化を図ることによって、魅力ある町づくりと質の高い地域社会を築いていくために、具体的な施策の進捗や見通しについて質問いたします。

教育分野において、3密を防ぎながら切れ目のない学習環境の提供は重要です。オンライン学習のための端末や機器の整備などGIGAスクール構想関連事業等との連携、さらには児童生徒、学生や教員が、学校、自宅で使うICT環境の整備は急務と言えますが、どうなっているのかについては、前6月会議ですでに発表されていますので、ここでは質問を省略いたします。

質問2の1といたしまして、文化芸術、図書館、公共の施設など、人が集まる空間では密を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムの確立、プッシュ型の情報発信などが安心を担保すると考えます。また、文化芸術・スポーツの活動継続に向けた支援について積極的に推進すべきであります。現在の取り組みや状況と今後の見通しについて伺います。

質問2の2に入ります。これまで地域のコミュニティを中心に、高齢者、子育て家庭などの見守りや支え合いの社会を築いてきましたが、新しい生活様式に対応するため、オンラインツールの活用も重要であります。特に介護や福祉分野では、ロボット技術やICT等の導入を用いたケアモデルの支援、個人の健康データの利活用の推進などを図り、健康寿命の延伸につなげていくべきです。こうした課題にどう取り組まれるのか、見解を伺います。

次に、質問２の３、ＩＴの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションによって、地域の価値を高めていくことにより、移住や企業誘致を促進すると考えます。そこで医療や住まい、交通などがアクセスしやすいサービスを地域限定で整えたり、空き家を利活用したワーキングスペースの整備や住宅の整備、自転車や自動車などを多くの人と共有して利用する仕組みづくりを推進し、誰もが住み続けられるまちづくりを実現すべきと考えますが、見解を伺います。

続いて、質問２の４、新たな日常の構築に向け、さまざまな生活現場で感染拡大を防ぐ取り組みが必要と考えます。例えば、多くの人が集まる場所の水道やトイレ、ごみ箱等に手を触れずに済ませることができる自動化の推進や工夫、マンションや住宅における宅配ボックスの設置なども有効です。本町においても、生活上のリスクを下げるための取り組みを推進すべきと考えますが、どう取り組まれるのか、見解を伺います。

以上、２問目の４点について、矢田町長に質問いたします。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 新しい生活様式に向けた諸施策の具体化についてとのご質問にお答えいたします。

初めに、人が集まる空間で密を可視化するためのオンライン情報の発信や予約アプリの利用につきましては、新型コロナウイルス感染症のリスクを避ける取り組みとして、有効な施策の一つであると考えております。公共施設での活用について、今後も積極的に検討を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、文化芸術、スポーツの活動継続に向けた取り組みについてでございますが、文化芸術では、去る８月に本町で初めての試みとして、民間事業者のサービスを利用したオンラインによる幼児、児童向けの親子コンサートを配信しております。さらに、１１月にはシグナス歌謡演歌祭をホール公演と同時にライブ配信でも視聴できるような取り組みを予定しております。コロナ禍での活動支援として、今後もオンラインを活用したイベント等を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、新しい生活様式に対応するためのオンラインツールの活用についてでございますが、介護、福祉分野における新しい生活様式に対応できる手段として、ご指摘のとおり、さまざまな方法が考えられます。これまで本町では、特別養護老人ホーム等に見守りセンサーの導入支援やひとり暮らし高齢者世帯等に対し、人感センサーによる緊急通報システムを導入するなど、ＩＣＴを活用した見守りシステムを活用しております。一部の介護保険事業所におきましては、パソコンを活用したオンライン面会やタブレットを活用しての活動記録や関係機関と連絡をとるなど、積極的にＩＣＴを導入し、効率のかつ非接触による連携の促進が図られていると聞いております。そのほかにも、オンライン相談窓口の導入を検討したいと考えております。今後もさらに、新しい生活様式の視点を取り入れながら、町民の皆様の健康寿命の延伸に向けて取り組んでいきます。

次に、誰もが住み続けられるまちづくりを実現すべきについてでございますが、本町では本年度、総務省の高度無線環境整備推進事業を活用して、民設民営による光ファイバーを用いた通信網を町内全域に整備いたします。本整備により町内全域における高速通信が可能となるため、教育分野の充実や新型コロナウイルス対策に加え、移住や企業誘致政策など、これまで以上に町の

価値を高めるものと確信しているところでございます。現在、医療、住まい、交通、空き家対策等、さまざまな分野においてICTを活用した、誰もが住み続けられる町づくりの実現に向け、民間企業や大学が全国の自治体と協力し、さまざまな分野での実証実験を行っております。本町におきましても、先進的な自治体を参考にしながら、より住みよいまちづくりを目指していきたいと考えております。

最後に、さまざまな生活現場で感染を防ぐ取り組みをどう取り組まれるかについてでございますが、現在、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校及び体育施設など、公共施設58カ所の水道蛇口を自動水栓やレバー式に交換し、使用者の感染拡大防止に努めているところでございます。また、マンションや住宅における宅配ボックスの設置につきましては、設置場所の確保や防犯対策が必要なことから、個人の方の判断による設置が望ましいと考えております。

いずれにいたしましても、何ごとにも、手を触れずに済ませることは不可能であることから、従来からの感染予防の取り組みによる手洗いなど手指衛生の徹底に努めていただきたいと考えております。今後も、環境省の家庭ごみを出すときに心がけることやマスク、ティッシュの捨て方などを広報つばたやホームページにて周知することで、感染予防を図りたいと考えております。

以上のように、新しい生活様式を取り入れながら、町民が安心して安全に暮らせるよう取り組みを行ってまいります。今後も引き続き、新しい生活様式の実践に、町民一人一人のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

以上です。

○酒井義光議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

着々と進んでいるということでございますので、今後もまた進めていただければというふうに思います。

それでは、私のほうから3点目の質問に移らせていただきます。

コロナ禍における避難所運営のあり方について質問いたします。

近年、大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災が頻発化、日常化しています。こうした自然災害に対して、避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期することが重要となっています。

発生した災害や被害者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があります。

また、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営のあり方について具体的に質問させていただきます。

質問3の1といたしまして、初めに、可能な限り多くの避難所の開設について伺います。

避難所として開設可能な公共施設の活用については、政府の内閣府防災から検討するよう徹底がなされていると思いますが、本町ではホテルはありません。旅館等の活用等について現状どうなっているのでしょうか。例えば、高齢者や基礎疾患のある方、障害者、妊産婦など、優先的に避難させる人を事前に検討し、優先順位の考え方を事前に決めておく必要があるのではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

続いて質問３の２。次に、分散避難の定着について伺います。

避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを町民に改めて周知、広報する必要があります。災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知すべきと考えます。その上で、分散避難によって災害物資の届け出先がふえるため、どう対応するのか検討が必要です。ご見解をお伺いします。

続いて質問３の３。次に、避難所の感染症対策や女性の視点を生かした避難所の運営について伺います。

避難所における感染症対策を強化し、避難者に対して手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底するとともに、備蓄物資の充実が必要です。前回の６月会議でも質問した内容と重なることもありますが、感染症予防に必要となるマスクや消毒液、非接触型体温計、フェイスシールド等の備蓄、サーモグラフィーや空気清浄機、大型発電機の設置等の推進を図るべきであります。また、避難所での感染症の蔓延を防ぐため、段ボールベッドや段ボール間仕切り、パーティション、飛沫感染防止シールド等の備蓄積み増しとともに、保管スペースの確保が必要であります。避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト、動線等、感染症対策に配慮した避難所運営のあり方についても、まとめておく必要があります。見解をお伺いします。

質問３の４。次に、災害の状況によって、発熱、咳等の症状が出た避難者の病院移送が難しい場合に備えた対応について伺います。

避難所における良好な生活環境を確保するためには、感染症を発症した可能性のある避難者と一般の避難者とのゾーン、動線を分け、個室などの専用のスペースを確保し、専用のトイレを用意することなどが必要です。こうした課題にどう取り組まれるのか見解をお聞かせいただきたいと思います。

小倉総務部長に質問いたします。

○酒井義光議長 小倉総務部長。

〔小倉一郎総務部長 登壇〕

○小倉一郎総務部長 コロナ禍における避難所運営のあり方についてのご質問にお答えいたします。

初めに、可能な限り多くの避難所の開設についてでございますけれども、本町では、避難所運営管理マニュアルに加え、先般策定いたしました避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策対応方針に基づいた対策を講じることとしております。

まず、感染症対策といたしましては、状況に応じて町内９小学校以外の公民館等の指定避難所も開設することとしております。また、小学校におきましては、空き教室等の活用やグラウンド等における車中泊の検討も行っております。

さらに、指定避難場所としている町立のこども園や津幡高校、石川高専など、リストアップされている町内１５施設で対応することとなっております。なお、旅館等の活用につきましては、対象施設の規模や職員の配置等を踏まえると現状では難しいと考えております。また、避難者の優先順位につきましては、避難所での受け入れの際、その人の心身状態に応じた個々の対応を考えております。

次に、分散避難の定着につきましては、町民の皆様に対し、町ホームページとYahoo!防災速報及び広報つばた6月号を通じて周知しております。特に、平時のうちから自分の住む場所が安全な場所なのかどうか、あわせて避難所生活に必要な物資についても準備できているかどうか確認していただくようお願いしております。なお、災害物資の届け出先は、原則、町が指定した避難所となっておりますが、状況によりましては、災害物資の配布を自主防災クラブ等の住民組織に協力を求めることとしております。

次に、避難所の感染症対策や女性の視点を生かした避難所の運営につきましては、災害時の避難所の運営体制に女性の参画が進むよう、石川県とともに女性防災士の育成事業を推進しており、プライバシーの確保が可能な高さのワンタッチパーティションの導入など、避難所の環境整備に努めております。また、感染症対策における備蓄物資の充実については、石川県の作成した感染症対策指針のチェックリスト等を参考に、備蓄を進めてまいりたいと考えております。

最後に、災害の状況によって、発熱、咳等の症状が出た避難者の病院移送が難しい場合に備えた対応につきましては、必要な距離とスペースの確保及び間仕切りなどの活用のほか、場合によっては施設の部屋を個室として使用するなどの対策を講じてまいります。また、一般避難者と感染の疑いのある避難者の動線を分けるゾーニングにつきましては、小学校の体育館に隣接する公民館を専用スペースとして完全に建物ごと動線を分けることにより、専用トイレも分けられるなど、本町の施設の機能を生かし、より感染のリスクを軽減できるものと考えております。

なお、来月10月下旬に、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所開設訓練を実施する予定であり、今後の避難所運営において職員の共通理解を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○酒井義光議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

今ほど説明いただきまして、理解をすることができました。

ことは8月末、9月の防災訓練ができなかったことが、非常に結果的には残念でございますが、10月にまた特別な訓練が行われるということでありますので、ほっといたしました。万全なる準備をお願いしたいというふうに思います。

それでは、続きまして4点目の質問に移ります。

全公共施設に無料Wi-Fiの整備をということで質問いたします。

随分むかしになりますが、町の観光施設に無料Wi-Fiの整備について提案したことがございますが、そのときは観光目的の整備でありました。

近年は、SNSを活用している人口がふえておりますので、当然観光地や観光施設にはWi-Fiの整備が必要です。また、インバウンド対策、外国人観光客向けの対策としても大変重要であります。そういった観点からすると観光に欠かせない道の駅やJRの駅のWi-Fiの整備はもちろん重要であります。

次に、住民サービスの向上を目指す目的の場合には、行政サービスとの連携が大切となりますが、これについては新庁舎建設整備とあわせて、既に着々と準備が進んでいる報告を受けておりますので、ここでの質問は省略いたします。

今回、私からの提案は防災拠点となる全公共施設に無料Wi-Fiの整備を提案いたします。その目的は、防災・減災が主であります。

防災・減災への対応策における無料Wi-Fi導入の大きなメリットとしては、災害発生時であっても効果的な通信を行うことができるということであります。Wi-Fiを通じて広範囲をモニタリングすることができるので、災害の詳細・状況を把握できると同時に、各地域に応じた柔軟な対応も可能になります。

また、災害時においては、電話がつながらなくなるリスクの想定もあります。こうしたときにこそインターネットを介して情報を住民に提供するということは、とても意義のあることであります。

まとめといたしまして、大規模災害時には、ほとんどの公共施設は避難場所となるはずでありますので、全公共施設に無料Wi-Fiの早期の整備を提案いたします。

酒井総務課長に質問いたします。

○酒井義光議長 酒井総務課長。

〔酒井英志総務課長 登壇〕

○酒井英志総務課長 公共施設に無料Wi-Fiの整備についてのご質問にお答えします。

Wi-Fiは、電話回線が混み合い、インターネットにつながりにくい状況においても、アクセスがしやすく、災害時でも効果的に情報を受発信できる通信手段として有効とされております。そして現在では、スマートフォン等のようにWi-Fiの利用可能な端末も急速に普及しており、その需要も高まっております。

また、近年はSNSを活用して情報発信する方も多くなり、災害時においても個人で発信することによって、行政による支援のみならず、ボランティア等独自の支援につながったという事例もあったと聞いております。

このような中、無料でWi-Fiが利用できる施設も増加しておりますが、本町の公共施設では、施設の性質や使用目的等により、無料Wi-Fiの整備を検討しているところであります。現在、文化会館シグナス及び倶利伽羅塾の2カ所において、一般の方が利用できる無料Wi-Fiを導入しておりますが、今後、新庁舎にも無料Wi-Fiの環境整備を行うこととしております。

また、小中学校では、現在、GIGAスクール構想による校内ネットワーク整備事業で、体育館を含めた校内無線LANのアクセスポイントを整備する予定となっております。この整備により、地震や大雨等による災害が発生し、学校が避難所となった場合、無線LANの設定を切りかえることにより、学校の体育館に避難された方が無料でインターネットに接続することができるようになります。

なお、今年度、町内全域で金沢ケーブル株式会社がF T T H光化の整備を進める予定となっております。この光回線を活用して、災害時の避難施設において、一時的にWi-Fi環境が構築できることも聞いており、今後、状況に応じた無料Wi-Fiの環境整備を検討してまいりますのでご理解願います。

○酒井義光議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

着々と進めていただきますことをお願い申し上げます。

最後の5番目の質問に入らせていただきます。

全公用車にドラレコの設置をとということで質問いたします。ドラレコとはドライブレコーダーのことでございます。

公務中の職員の安全意識向上や事件、事故の原因究明に役立つ映像記録のため、全公用車へのドライブレコーダーの設置を提案いたします。既にこれまでに設置はかなり進んでいると思いますが、全公用車にまでの設置はまだだと思います。

また、ドライブレコーダー搭載とあわせて、動く防犯カメラと表記したマグネットシートを公用車の目立つところに張りつけることにより、防犯対策にもつながることが期待できると思いますので、こちらについても同時に提案いたします。

この情報は静岡県の実例を参考としていますが、当町にあってもできるだけ早い時期の全公用車へのドライブレコーダーの設置に向け、検討を進めていただきたいと思います。

本多監理課長に質問いたします。

○酒井義光議長 本多監理課長。

〔本多延吉監理課長 登壇〕

○本多延吉監理課長 全公用車にドラレコの設置をとのご質問についてお答えします。

ご指摘のとおり、ドライブレコーダーは、防犯対策、事故対応の迅速化や職員の安全意識向上に効果があると考えます。

本町では、平成29年3月から町営バスに初めてドライブレコーダーを導入し、福祉・消防車両等町民の安全、安心に関わる車両を中心に設置してまいりました。現在は、本町が所有する公用車81台のうち、42台の車両に設置されております。

ドライブレコーダー未設置の39台の公用車については、その半数が初年度登録時から15年以上経過していることから、これまでと同様、車両の更新時にあわせ、ドライブレコーダーを設置していきたいと考えております。参考までに、県内各市町のドライブレコーダーの導入状況や導入状況等について確認したところ、本町と同様にほとんどの自治体で新車購入または車両更新の機会を捉えて設置しておりました。

次に、マグネットシートの貼付についてですが、ご提案のとおり、公用車にドライブレコーダーを設置していることを周囲に知ってもらうことで、犯罪等の抑止や事件、事故の状況把握に役立つと認識しています。

今後、ドライブレコーダーの設置済みの公用車には、職員の安全運転意識高揚の目的も含め、マグネットシートを張りつける方向で検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○酒井義光議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

マグネットシートにつきましては、設置されて進んでいけば、少しでも安全、安心な町になっていくと思いますので、また進めていただきたいというふうに思います。

私の質問5点についてはこれで終わりますけれども、今週末には過去最大と言われている台風10号が接近しております。最大の関心と警戒心を持って対応を準備する必要があると思います。執行部の皆様には、特にお願いを申し上げ、私、13番、道下政博からの質問をこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○酒井義光議長 以上で、13番 道下政博議員の一般質問を終わります。

この際、議場内換気のため暫時休憩いたしまして、午前11時35分から一般質問を再開したいと

思います。

〔休憩〕 午前11時24分

〔再開〕 午前11時35分

○酒井義光議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 5番、西村 稔です。

本日は2問質問いたしますが、その前に一言述べさせていただきます。

私は、6月会議で一般質問をしませんでした。そうしたら有権者から電話が入り、「西村さん、議員辞めたの」と言われました。「何で辞めたと言われるんですか」と聞いたところ、「新聞に出てなかったから辞めたのかと思いました」と言われたんです。一般質問をしなかった理由は、コロナ感染症で大変になっている実情を思い、町長を筆頭にして、コロナ対策及び経済対策本部を立ち上げ、町民のために全力投球してほしい旨を町長、議員、役場部課長にて行われる全員協議会で発言したためですと答えて、納得していただきました旨を申し述べておきます。

それでは、1問目からの一般質問をさせていただきます。

コロナ蔓延時代を生き抜く手法について、矢田町長にお尋ねいたします。

年号が令和にかわってから新型コロナウイルスの感染症が、中国武漢で出てから瞬く間に全世界に広がり、日に日に死者の人数もふえ、収束の見通しがいまだ立っておりません。

各国が競ってコロナウイルス撲滅のためのワクチンの抗体医薬の開発や免疫治療薬の製造を競っております。日本も数社が開発に名乗りを上げております。

しかし、人間の顔は世界中のどこを探しても同じ顔がないように個人個人の持つ遺伝子が微妙に違いますので、ワクチンができていても効く人と効かない人がデータとして表現されると思います。実際、薬はできており、第三相試験、いわゆる治験の段階に入っており、健康な人体に投与してその結果のデータを集めております。それゆえに時間がかかるので、年末までにできると報道されているわけであります。しかしながら、副作用が出る人も現れると思いますので、万人に効果のある薬はできないと思います。

副作用は長期間経たないとデータが揃いません。不思議なことに中国では治まったという情報が入ってからは、その後、発病者人数がどのようになっているのかわかりません。中国ですでにワクチンができたとも言われております。アメリカ合衆国では発病者がふえていると報道されております。

日本でも人口比率では、世界の発病者比率に比べて数が少ないと評価されております。しかしながら日に日にふえ続けております。津幡町でもコロナウイルスの影響を受け、全ての行事やイベントが中止または縮小されております。私自身も町民の声を聞くチャンスが失われており、非常に困っております。仕事や生活が今までと違ってきており、経済活動も様変わりしております。

行政のコストはほとんどが税収で賄われているのが実情であり、大幅な税収不足が来年度から起きてきます。失業者もふえ、生活困窮者もふえると思われます。政府や東京都はコロナ感染症を止めることができないが、経済が閉塞すると大恐慌が起きかねないので、少しぐらい感染者がふえてもやむを得ないというふうに見受けられます。ここ数日は、株価も乱降下しながら最高値

を更新しております。これは、新型コロナウイルス感染症の治療法の確立する期待感が高まっているからであります。行政とはいち早く将来を予測して対策を立てることです。災害に対しても同じであります。

以上のことを踏まえて、矢田町長は津幡町民に対して、幾つかは対策をしていると思いますが、どのような方針と対策を打つのか、また、あわせて町政のかじ取りをどのように行っていくのかを答えいただきたいと思います。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員の令和3年度以降の町政についてのご質問にお答えいたします。

本年度の町政運営におきまして、新型コロナウイルス感染症対策が大きなウエイトを占めていることは紛れもない事実でございます。本年度に入り、既に7度の補正予算を編成しており、さらに、本9月会議におきましても、先ほど提案理由でご説明したとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した各種事業の予算を計上させていただいております。

令和3年度以降の町政運営につきましても、新型コロナウイルスの影響は払拭できず、税収では、個人住民税や法人住民税の減収が見込まれ、歳出におきましても、引き続き新型コロナ感染症対策経費や社会福祉関係経費の増加が見込まれるところでございます。

本町といたしましても、リーマンショックのときがそうであったように、一刻も早い地域経済の再生に向け、国や県の施策とも呼応しながら、国、県の補助、交付金などを有効に活用し、限られた財源の中で町民の目線に立ち、安全、安心な生活を確保できるよう、町政を運営してまいりたいと考えております。

厳しい財政状況の中、屋内温水プールを含む住吉公園や体験型観光交流公園の整備など、継続事業は計画的に進捗を図りながら、各種事業の効果や必要性を見極め、目的を達成したものや効果の少ないものにつきましては、町民の理解を得ながら、整理や縮減等も検討しなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○酒井義光議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 今ほどは町長のしっかりとした町政かじ取りの件について伺いましたので、ありがとうございます。

続きまして、第2問目に移らせていただきます。

令和2年末に役場庁舎が完成し、4階建てになるため、国道8号線津幡バイパスを通ると庁舎が見えるようになり、これぞ津幡町と威厳を持てるようになると思われます。

そこで、津幡町を一言で表現することは何かと考えたのですが、たくさんありすぎてわからなくなりました。

津幡に住みたいと思われるためには、矢田町長のおっしゃる科学のまち津幡町が、適切かと私も思います。人間一番大事なことは、健康で心豊かなことと思い、親子そろっての教育の町がよいかなと思います。

矢田町長の一言で津幡町に住みたくなる、津幡町を表現する言葉を教えていただきたいと思います。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡町を表現する一言についてのご質問にお答えいたします。

一言で津幡町を表現するというのは、大変難しいことであります。

科学のまちにつきましては、平成26年4月に設置した科学のまち推進室が中心となって、子どもたちに科学への親しみを持ってもらうよう、さまざまな事業を展開しております。議員が言われるように、科学のまちつばたもそうですが、親子そろっての教育についても重要だと考えております。

議員もご承知のように、第5次津幡町総合計画の基本構想では、まちづくりの将来像として、本町にかかわる全ての人が、住んでみたい、ずっと住みたいと心から思える町を目指しております。これは、本町が有する全ての魅力を最大限に引き出しながら、町民が豊かな自然環境の中で育ち、学び、働き、誰もが健康で、お互いに敬い、家庭、地域の絆による支え合いを大切にするとともに、さまざまな時代の要請に即応することだと考えております。

また、提案理由でも申し上げましたように、今ある津幡町は矢田元町長、村前町長が築いた基盤の上で発展しており、私はさらに津幡町が発展するよう第5次津幡町総合計画に掲げております各種施策について、まちづくりを進めているところでございます。

このことを踏まえ、あえて私が一言で津幡町を表現するならば、村前町長もおっしゃっていた「元気なまちつばた」が最もふさわしいものだと考えているところでございます。

以上です。

○酒井義光議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 元気な津幡町ということで、ありがとうございます。

答弁の中に町長ご自身を、なんとというか先代を評価したような発言なんですけども、矢田町長自身も本当に経験も豊かな方で、一生懸命頑張っておいでるということを私は思っておりますので、これで一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○酒井義光議長 以上で、5番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午前11時49分

〔再開〕 午後1時00分

○酒井義光議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

4番 八十嶋孝司議員。

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 4番、八十嶋です。

私のほうからは、質問を2点だけいたします。よろしくお願いいたします。

まず、質問の1番、インフルエンザ接種に対する補助拡充をということで質問させていただきます。

新型コロナウイルス対策の一環として、にわかに自治体によるインフルエンザ接種に対する補助策が報道されています。

一部紹介いたしますと、中能登町では、新型コロナ対策として今年度のインフルエンザ予防接

種を無償化の方針を示したと、この対象は原則65歳以上で、これまでは一回につき1,000円を徴収していたということでございます。次に、最近では、富山県です。県内の児童と未就学児約9万4,000人を対象にインフルエンザの予防接種の助成を発表いたしました。これは1回当たりの助成額を3,000円、接種料が3,000円以下なら自己負担はゼロと紹介されています。これらはコロナ対策として中能登町では、重症化しやすい高齢者への配慮から、そしてまた富山県では、これは選挙を控えるとあれなんですけれども、まさにそうだと思うんですけれども、知事の子育て世代の思い切った政策が垣間見えます。いずれもインフルエンザと新型コロナウイルスの流行期の重なりを懸念、そして医療機関の負担軽減を図るとしています。

さて、当町ではインフルエンザ対策として、以前から予防接種勧奨のための補助制度がございます。現在は、1歳から中学3年生までに1,000円を助成、インフルエンザ予防費として今年度は予算に180万円余りの予算額が計上されています。さらに令和元年からは65歳以上の高齢者の方には自己負担が1,200円で接種ができ、今年度予防費として1,680万円余り予算化されています。

高齢者の予算化を具体的に申し上げれば、インフルエンザの単価については、河北郡市の医療機関でおおむね1回4,500円、うち3割を自己負担、7割を自治体の負担とし、今回は対象者を約9,000人、うち6割の5,400人を接種者として想定し、予算化されています。この補助策については、私は決して他の自治体に劣るものではないと思っています。しかしながら、ことしに限って言えば、新型コロナウイルス感染症により取り巻く環境に変化が生じ、家庭における経済面でも大変苦労していると耳にいたします。このような中、秋から冬にかけ予想されるインフルエンザ流行期と新型コロナウイルスとの重なりが大変懸念されています。冒頭申し上げました中能登町の高齢者への無償化、そして富山県の児童と未就学児の助成は、高齢者への重症化リスクの懸念から接種を促す対策として、そしてまた、子育て世帯では経済的、精神的負担の軽減を図る補助策として接種を促すものであり、流行期における早目の対応として医療機関の負担増を防ぐ大変思い切った補助策と捉えています。

当町としても、私は思い切った策を講じ流行期に備えるべきと考えますが、これは自治体により環境も違い、インフルエンザの接種もあくまで任意であり強制するものでもございません。

しかしながら、私たちは今後もインフルエンザ、そして新型コロナウイルスと戦っていかなければならず、さまざまな角度から町民への支援が求められます。そして、さらなる経済的支援につながる策を講じていかなければなりません。補助策の拡充については、私はことしに限っての単年度補助であってもいいと思います。そして65歳以上の高齢者、そして1歳から中学3年生、いずれの補助もあってもよし、これが両者が伴えばなおよし、早期の拡充策を図るべきと考えます。新型コロナウイルス対策として、インフルエンザ補助拡充はインフルエンザ接種勧奨の力となり、医療機関の負担軽減につながるものと確信いたします。

矢田町長のご見解を伺いいたします。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員のインフルエンザ接種に対する補助拡充をとのご質問にお答えいたします。

インフルエンザワクチンは、発症を抑える効果や発症した場合の重症化防止にも一定の効果が確認されております。

政府は、8月26日、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、本年度はインフルエンザのワクチンを高齢者優先に、さらに高齢ではないが重症化するリスクの高い持病のある人、小学校低学年、2年生までの子ども及び妊婦を優先に接種する方針を示しました。これは、ウイルスの流行が重なり、医療機関の混乱を避けるためと認識しております。

本町では、高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種法に基づき定期予防接種として、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に著しい障害のある方を対象に、流行前に接種できるよう個人へ案内し、接種勧奨しておるところでございます。

令和元年度は、5,449人が接種され、接種率は60.2%でありました。接種費用の約3割を自己負担としております。ただし、生活保護世帯の方は無料でございます。

また、1歳から中学3年生のインフルエンザ予防接種については、任意予防接種であり、本町では、年度1回、1,000円を上限に助成をしております。令和元年度は1,534件申請がありました。

本年度は、高齢者インフルエンザ予防接種を当初11月から実施する予定にしておりましたが、新型コロナ感染拡大を鑑み、10月前半から早めて実施する予定でございます。そして、新型コロナウイルス感染症との同時流行を避けるため、より多くの高齢者の方に接種していただけるよう、当初1,300円の自己負担をお願いする予定でしたが、500円の負担で接種できるよう、助成額を拡充する方向で今検討しているところでございます。

さらに、国が示す優先順位を考慮し、小学校低学年までの子どもの助成額拡充と新たに妊婦への助成についてもあわせて検討しているところでございます。その内容は、1歳から小学校低学年、2年生までの子どもは、2回接種が必要なうち1回相当分を助成し、小学3年生から中学3年生までの子どもは予防接種助成額を1,000円から2,000円に増額、さらに、妊婦の方は必要な1回分接種費用を全額助成するなど、現在、財源等の最終的な調整を行っているところでございます。

インフルエンザウイルスも新型コロナウイルス同様に飛沫による感染リスクが高く、予防には、ワクチン接種に加え、睡眠、休養、バランスの取れた食事を3食きちんととり、自己免疫をあげることや、外出後や食事の手洗いなどの手指消毒、人と人との距離の確保、マスクの着用、換気など基本的な感染対策が大変重要であります。

新型コロナウイルス感染症拡大予防とともに新しい生活様式の定着を図れるよう、さらなる周知を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

○酒井義光議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 助成額が拡大されることで、少なくとも経済的負担が軽くなることは大変よろしいかなと思います。そして、一日も早いこの予防策が拡大されることによって、医療機関へのいろんな集中化も防げるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、質問の2に移らせていただきます。

コロナ禍、町財政の現状と今後の見通しはということで質問させていただきます。

内閣府が発表したことし4月から6月期の四半期ごとの実質GDP（国内総生産）速報値では、前期比マイナス7.8%、前年比マイナス27.8%の大幅な減少となり、1980年以降、最大の落ち込みとなったことが報告されています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために政策

的な経済活動の抑制を行った影響が、ご存知のように大きなマイナスとして現れてきたものです。

さて、このような中、先日新聞には金沢市の今後の財政見通しということで大きく報道されていました。それによると、これは市のことを申し上げてあれなんですけれども、これによると市は新型コロナウイルスの影響を考慮した今後の財政見通しについて、リーマンショック直後を参考にした場合、年間で最大33億円の収支不足が予想されるとの試算をまとめました。税収の落ち込みによる歳入減の要因があること、そしてまた、マイナスを減少させるためにも市債の繰り上げ償還を当面見合わせることで赤字を圧縮すること、そして、さらに新型コロナ対応に向けては、一部経費の削減を推し進め、必要な財源を確保する方針であると公表されていました。

そこでお尋ねいたします。

このコロナ禍の中、金沢市が公表したように、私も当町財政の現状や今後の見通しについて大変気になるところでございます。

新型コロナウイルスの影響により地方交付税、そして地方消費税交付金など歳入の基幹に大幅な減少が想定されます。そして、さらに新型コロナ関連の対策費や生活が厳しくなった方への福祉関連費用の増大など歳出増を見込む必要もございます。大幅な歳入減がほぼ間違いない中で、さまざまな角度から歳出のスリム化の検討も必要であろうと考えます。

細かい数字は別として、町は大型事業が進展する中、厳しい財政状況が当面続くと予想しますが、コロナ対策関連は、引き続き重点的に財源を投入していかなければなりません。

加えて、町の事業全般の緊急度、そして優先度を改めて精査し、行財政改革を積極的に進めていく必要があるかと思えます。先ほど申しましたこの金沢市については、この報告は、今年度から5年間の中期財政計画の中で報告したものであると言われてしています。コロナによる収支悪化予想は一定の仮定の下で機械的に算出したものとしており、今後状況がどう変化するかは見通せず、予算編成の都度、適切に対応していきたいと述べています。

私は、大変厳しい財政状況下にあると思いますが、マスコミの報道を引用させていただければ、戦後最大の経済危機に対して、最大限の危機意識を持って対応すべきと喚起しています。

当町も金沢市の例をもとに、この今後の財政運営についての現状認識と対策、今後の見通しについて、納口企画財政課長にお尋ねいたします。

○酒井義光議長 納口企画財政課長。

〔納口達也企画財政課長 登壇〕

○納口達也企画財政課長 コロナ禍、町財政の現状と今後の見通しはとのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの流行に伴う景気動向につきましては、本町も例外ではなく悪化しているようでございます。町商工会によれば、本年4月から6月の売上状況は、製造業、建設業、小売業、サービス業のいずれの業種も前年同月と比べ悪化しており、特に小売業、サービス業については、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた緊急事態宣言に伴う休業や外出自粛などにより大幅な減収が見られ、雇用面においても厳しさが見られたとのことでございます。緊急事態宣言の解除後は、やや持ち直したものの、第2波による影響が懸念されており、依然として厳しい状況が続くものと考えております。

こうした中、本町では、先ほど町長が西村議員のご質問にお答えしたとおり、本年度に入り7度の補正予算を編成し、地域経済活性化対策を含む、新型コロナウイルスへの対策を実施

しております。さらに、本9月補正には、プレミアム付き商品券発行事業に係る予算を上程させていただいており、より一層、地域経済の再生を後押ししてまいります。

さて、本町の財政状況についてですが、本年度につきましては、収入面において、町税で徴収猶予の特例により4,000万円程度の減収が見込まれるほか、一部の企業における休業要請や需要低迷による売り上げの低下などにより法人町民税での減収、さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の不安な状況下において、未収となる税金の増加も予想されることから、税収全体で通常よりも約1億2,000万円の減収を見込んでいます。一方で、例年にはない新型コロナウイルス感染症対策に係る国の臨時交付金や補助金、石川県市町村振興協会、石川県町長会からの交付金などの増収もございます。

また、支出面においても、予定しておりました各種事業の中止や延期による減額、さらに、町特別職の給与及び議員の皆様の報酬の減額などにより、ただちに町財政が圧迫される状況ではないと考えております。

しかしながら、来年度以降も個人住民税や法人住民税の落ち込みは避けられない状況であり、リーマンショック直後の減少率を参考にした場合、平常時と比較して、税収は2億円程度減収となると見込んでおります。さらに、リーマンショックのときに約4年間で税収が回復したことを参考に、今回のコロナ禍がこのまま緩やかに終息し、同様に回復していくものと想定した場合でも、来年度から4年間で4億円から5億円の税収の減が見込まれ、その4分の3が地方交付税で補てんされることを考慮しても4年間で1億円余りの減収となります。

議員のご質問にもあるとおり、今後は税収のほか地方消費税交付金など歳入の基幹となるものの減収が予想される一方で、歳出面においては、引き続き新型コロナ感染症対策経費や社会福祉関係経費の増加が見込まれます。既に着手済み、あるいは計画決定済みの事業につきましては、既に財政計画に盛り込み済みであり、今後10年間の実質公債費比率の試算においても、危険な水準になることはないと思われています。ただ、現段階で未着手の事業の規模が、今後、想定を大きく上回る場合や、あるいは突発的な事業が必要となる場合におきましては、事業の着手前に財政計画を再検討、あるいは組み直しを行い、財政状況がひっ迫しないようにしなければならぬと考えております。議員の皆様、また町民の皆様のご協力、それからご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○酒井義光議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 いろいろな数字をおっしゃっていただきまして、安心する点とか、また一層心構えを正しくしていかなんという気持ちにあります。先ほど西村議員に対する質問の中でも7度の補正、9月のいろんな対策、限られた財政の中でいろいろ孤軍奮闘しておられる状況が垣間見えます。8月6日付で、県の町村議会議長会、酒井議長より各町議会議長宛てに、地方財政の悪化に対し、地方税、財源の確保を求める意見も提出されております。この文面の中には、地方税、地方交付税の一般財源の確保、充実を強く国に求めることが不可欠と強く要望しております。我々議員も襟を正してこちらのほうに向かっていきたいなと、私自身は思っております。

コロナ関連の対策費は、最優先でございます。その中で、大変かと思いますが、ここは財源確保に英知を絞りながら、取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○酒井義光議長 以上で、4番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、3番 竹内竜也議員。

〔3番 竹内竜也議員 登壇〕

○3番 竹内竜也議員 3番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、3項目について質問いたします。

その前に、本9月会議における町政一般質問に当たり、質問項目が今ほどの、八十嶋議員と重複したため、その調整役として酒井議長に汗をかいていただきましたが不調に終わり、当日を迎えていることをご了承願います。

それでは改めまして、まずは、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザについてです。

くだんの新型コロナウイルス感染症については、今年2月21日、県内で初めての感染者が確認されて以来、あたかも全国的な感染の拡がりとは歩調を合わせるかのように、多数の県民が罹患されるに至っています。いわゆる第1波とされた全国的な感染の拡大については抑え込まれたかのように思われましたが、夏の終わりを迎えようとしている現時点においても、県内で幾つかのクラスターが発生するなど、再拡大はいまだやんではいけません。

懸念されるのは、新型感染症を抑え込めない状況のもとにあって、秋から冬にかけての季節性インフルエンザへの対応もあわせて必要とされることです。事実、識者は今冬におけるインフルエンザと新型感染症が同時流行する可能性が高いことを予測し、ハイリスク群への予防接種の必要性を指摘されています。

ときに政府は、この冬における同時流行を警戒し、インフルエンザワクチンの接種希望者がふえることを想定し、高齢者など、重篤な症状となる可能性が高い方が優先的に接種し得るよう対策を講じるようです。

そこで、質問いたします。

8月3日付で一般社団法人日本感染症学会は、一般のクリニックや病院における外来診療を対象として、今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えてと題した提言を行っています。その中では、ワクチンについて、今冬はCOVID-19とインフルエンザの同時流行を最大限に警戒すべきであり、医療関係者、高齢者、ハイリスク群の患者も含め、インフルエンザワクチン接種が強く推奨されるとの指摘がなされているように、今冬に関してはことさら予防接種が重要になると思われます。

65歳以上、そして60歳以上65歳未満で一定の障害の状態にある方について、インフルエンザ予防接種は法令上の定期接種とされていることから、先ほど八十嶋議員からもご紹介がありましたとおり費用の一部が公費負担されています。当町における接種率を参照すると、平成29年度は57.7%、同じく30年度は58.6%にとどまります。つまり、対象者のうち4割強の方は未接種の可能性が高いと推測できますが、これまで特段の必要性が感じられず未接種で過ごされてきた方にはことさら、この冬に向かってはより積極的なアプローチが必要なのではないでしょうか。

そもそも加齢による心肺機能の低下が否めず、新型感染症に罹患した場合に急激に重症化する可能性が高い高齢者について、新型感染症と季節性インフルエンザの混合感染を忌避し、重篤な状態となることを予防すること。また、医療現場を混乱に陥らせず、地域医療を疲弊、崩壊させないためにも、たとえ、ことし限りの時限措置であったとしても、インフルエンザ定期接種を全

額公費で負担すべきではないでしょうか。

あわせて、保育園や学校などで集団生活を送ることによってインフルエンザに罹患しやすくなるお子さんたちについて、現状の任意予防接種の対象である1歳から中学3年生に関しても、全額公費で負担すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、町民福祉部長にお聞きいたします。

○酒井義光議長 羽塚町民福祉部長。

〔羽塚誠一町民福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一町民福祉部長 竹内議員の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザについてのご質問にお答えいたします。

矢田町長が、八十嶋議員のご質問にお答えしましたとおり、インフルエンザ予防接種については、本年度に限り、これまでの助成制度を拡充する方向で、現在、最終調整を行っているところです。

インフルエンザワクチンの接種勧奨にあわせて、新型コロナウイルスなどの感染症予防として、全ての人が取り組むことができ、そして最も効果がある新しい生活様式の実践について、継続的に周知を図り、感染拡大の抑制につなげたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○酒井義光議長 3番 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 先ほどの町長のご答弁の中でも、今現在、公費負担の額の拡大について検討中であるということ、これを縷述されていました。昨シーズンについては、初めて遭遇したCOVID-19に対する強い警戒心もあったのか、マスクの着用とか手指消毒の徹底、これが影響してか、逆説的と言えいいのか、けがの功名と言っていいのか、季節インフルエンザの報告数が少なかったようなんですけれども、その背景には実は、受診控えがなかったとも言い難いのかかもしれないということも言えるのかとも思います。いずれにしても、混合感染を避けること、これについて、40%くらいの方はおそらく毎年同じような方の40%の塊だと思いますので、やはりその方たちにできればこの冬に関してはしっかりと予防接種を受けていただけるように、今の現在の検討の中に全額公費負担というのも少し頭の片隅に入れていただきながら、今冬に向けて確たる対応を求め、次の質問に移ります。

続いて2項目め、新型コロナウイルス感染症と業務の継続についてです。

地震などの大規模な自然災害によって、自治体そのものの機能にダメージを負った場合はもとより、今般のような新型感染症が流行する中で自治体職員の多数が罹患してしまう場合のように、人的資源へのダメージを受ける場合であったとしても、住民の生命や生活を支えるために必要不可欠な業務については、当然のごとく継続されなければなりません。

新型コロナウイルス感染症のいわゆる第1波とされた感染拡大の局面において、大津市では、4月11日に職員の感染が初めて確認され、それ以降、同20日までの間に職員計11人が罹患し、市役所内での感染者集団、クラスターの発生に陥り、その日から、関係する部署の職員約140人が自宅待機を余儀なくされました。こうした事態を受けて、大津市では同25日から5月6日まで本庁舎を全面閉鎖し業務を停止、その間は職員約1,200人を自宅待機させざるを得なかったようですが、ゴールデンウィーク中ということもあり、本庁舎の全面閉鎖と業務停止は実質4日間だったようです。

しかし、市役所機能のロックダウンによって住民生活に支障をきたし不便をかけた可能性は否めないでしょうし、地元新聞の報道によると、本庁舎閉鎖と業務停止などについて、その根拠を求める要望書が市民グループから提出されているようです。決して対岸の火事とは言えず、今後、新型感染症の流行が再拡大することによって、当町でも同じように職員が罹患するリスクは排除し得ません。

ときに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が3月14日に施行されたことによって、くだんの新型感染症が暫定的に新型インフルエンザ等とみなされることになりました。

もし当町でも新型感染症が流行した場合、既に策定済みの新型インフルエンザ等対策行動計画や新型インフルエンザ等の発生時における事業継続計画を準用することによって対応するものと推察します。しかし、新型感染症にあつては、罹患患者及び濃厚接触者に対する経過観察の措置等について、これまでの想定による新型インフルエンザ等と異なるアプローチを要すると思われます。

そこで、質問いたします。

新型インフルエンザ等の発生時における事業継続計画では、町内で新型インフルエンザ等が発生し、町職員のおおむね40%の職員が登庁不可となった場合を前提条件としています。これを詳しく参照すると、A、従来どおり、継続しなければならない事務事業、B、取り扱いの方法を変更し、対応できる事務事業について、おおむね60%の職員で執行する場合をシミュレーションしたものと理解できます。新型感染症に関しては、罹患患者については、隔離状態におかれることはもとより、濃厚接触者とされた場合も一定期間の経過観察の措置が必要とされます。

もし、小規模な部署において所属職員の全員が罹患患者となり、あるいは濃厚接触者に該当したことによって、その部署における事務従事者が不在、ゼロとなる状況が発生した場合の要員確保について、また、庁舎内で発生し、消毒などを要するため一時的に事務室の使用が不可となった場合の対応について、いずれについても万全を期したシミュレーションはなされているのでしょうか。

さらに、指定管理者等について、代行業務の事業継続に関してはどのように対応されるつもりでしょうか。

以上、総務部長にお聞きいたします。

○酒井義光議長 小倉総務部長。

〔小倉一郎総務部長 登壇〕

○小倉一郎総務部長 新型コロナウイルス感染症と業務の継続についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症により、その部署におきます事務従事者が不在となる状況が発生した場合及び一時的に事務室の使用が不可になった場合の対応につきましては、津幡町新型インフルエンザ等の発生時における事業継続計画に基づき、業務の重要度、優先度等を考慮した上で、実施していくこととしております。

職員の確保につきましては、会計年度任用職員を含む全庁的な職員の業務内容の変更を行い、町民生活を支えるため迅速な対応が必要な業務においては、業務経験者を配置する等業務に支障がないよう柔軟な運用を行ってまいります。また、消毒等により一時的に事務室の使用ができな

くなった場合の対応につきましては、庁舎内の執務可能な空きスペースや会議室または文化会館施設の事務室等を活用し、町民生活への影響が最小となるよう、業務の継続を実施し、組織全体として業務体制の確保に努め、万全を期してまいります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを減らすため、今年度内には役場窓口で行う申請や届出手続きを自宅のパソコンから行えるよう電子申請の整備を進めております。

次に、指定管理者等の委託業務の事業継続につきましては、町と指定管理者と協議の上、安全な状況であると確認できるまで、施設の使用及び業務を中止することとしております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、公共施設及び職員の感染防止対策に取り組み、安全、安心な町民サービスの提供に努めてまいります。

以上でございます。

○酒井義光議長 3番 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 指定管理者等の代行業務に対する部分ですね、それについては本当に妥当だと思います。そして、もしもこの役場庁舎内で罹患者がたくさん出た場合については、おそらくそれこそ、言い方が適切かどうか分かりませんが、オールスター体制と言ってもいいんでしょうか、で対応しなければいけないんだろなと思います。その辺りについてもシミュレーションをしっかりとやらしてもらえればと思いますし、大津市の場合、4月くらいで本当にコロナが拡大する初期の段階で、ちょっと大津市役所に気の毒な部分もあったのかなとは思いますが、誰も罹患する可能性はあるでしょうし、いまの状況からすると、本当にこの感染することについて倫理観とか道徳のようなものが前に出てしまって、人間、疑心暗鬼に陥ることもあるんでしょうけれども、なかなか重苦しい空気も漂うところが、本当に心が痛いところなんですけれども、ともあれ災害であったり、今般の新型感染症にしっかりと住民生活を守るために対応するためにあらゆる想定を不断に行ってくださいと申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、3項目め、新型コロナウイルス感染症と財政見通しについてです。

先ほど八十嶋議員のご紹介にもありましたが、念のためにおさらいしておくと、内閣府が8月17日に発表した2020年度4から6月期のGDP速報値、その改定値が8日に公表されるようですが、速報値では実質で前期比7.8%減となったことが明らかになり、今後このペースで推移すると仮定した場合、年間27.8%減と予測されています。かねてより縮小局面にあったものが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う4月以降の外出自粛などによって、まさに経済の瞬間凍結につながっていることが、いや応なしに明らかにされました。

個人消費の落ち込みが企業収益の悪化に拍車をかけ、企業の従業員も解雇、休業等によって所得が減少し、家計に打撃を受けるなど、この先もさらに悪循環に陥る可能性は否定できません。

ときに、地方税法等の一部を改正する法律によって、新型感染症の影響を受ける一定の納税者に対し徴収を猶予するなどの特例措置がとられていますが、事業者や個人の所得の減少は自治体財政にも影響を及ぼさずにはいません。機先を制するがごとく、アフターコロナを見据えながら、現状をいかに乗り越え、町経済と財政の好循環を作り出すかを考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。総務省が8月21日に発表した新型コロナウイルス感染症に係る地方税の徴収猶予の特例の適用状況、4から6月分によれば、対象は81,925件、税額としては956億6,500万円に上

っており、令和2年度地方財政計画では約41兆円の地方税収を見込んでいたようですが、この先、しばらくは自治体にとっても厳しい財政運営を覚悟しなければならないのかもしれないかもしれません。

経済活動の縮小による企業収益の悪化が、それにつながる個人の所得を減少させ、それらの帰結として地方税収の減となり自治体財政に影響を及ぼすことが予想され、自然災害の発生による財政のひっ迫とは異なる局面に立たされていると言えます。

今年度当初予算では町税全体で41億9,420万6,000円を見込み、これは歳入全体の27%程度を占めるわけですが、当町における地方税の徴収猶予特例の適用状況は、いかがでしょうか。

また、現時点で、今年度税収について、どのように見込んでおられるのでしょうか。

その上で、当町における経済状況について、どのように認識されているのでしょうか。

2点目です。経済不況や災害時における対策経費の増加等への備えとしてはもとより、今般のような新型コロナウイルスへの緊急対応が求められる場合を想定し、財政上の余力をいかに確保していくかを考えることが重要です。令和2年3月会議初日の本会議において、当初予算編成の基本方針とその概要について述べられた中で、財政調整基金に係るくぐりとして、予算規模が過去最大となる中、財政調整基金の繰り入れは前年度と比べ5,300万円減額しており、今後の安定した財政運営のためにも、執行に際してはさらなる財源の創出や経費節減を図り、財政調整基金の繰入額削減に努めたいと言及されています。

新型コロナウイルスの終息が見通せず、さらなる経済の縮小も予想され、厳しい財政運営が続くであろう状況下にあって、いかに基金繰入額を削減し、積立額をふやすことによって余力を確保していくかについて、令和元年度においては、出納整理期間中の積立額を合わせると7億6,000万円を超えたようですが、現時点においてどのようにお考えでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 新型コロナウイルス感染症と財政見通しについてお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に係る地方税の徴収猶予の特例に関する影響額についてお答えいたします。

本町における町税の徴収猶予の特例適用につきましては、7月末時点におきまして、申請件数は29件、税額では約2,700万円となっております。最終的には約4,000万円の適用を見込んでおり、本年度の当初予算に見込んだ町税予算額の約1%に相当する額となります。これらを含めた本町の経済状況につきましては、先ほど企画財政課長が八十嶋議員のご質問に答えたとおり、依然として厳しい状況が続くものと考えられますが、町民の皆様の安全、安心な生活を維持できるよう、引き続き必要な施策を検討してまいります。

次に、財政調整基金につきましては、令和元年度末残高で約7億6,000万円となっており、これに令和元年度決算剰余金1億2,000万円を合わせた現在の残高は約8億8,000万円となります。このうち、令和2年度9月補正後予算において、約2億円の基金繰入金を計上しておりますので、差し引くと実質の残高は約6億8,000万円ということになります。

新型コロナウイルス感染症の流行当初は、自治体独自の対応策により、多くの自治体で財政調整基金の繰り入れがふえているとの報道ありましたが、今回の9月補正予算で財政調整基金の繰入金を2億6,200万円以上減額しているように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金など、国の2度に渡る補正予算の活用により、基金の繰り入れによる新型コロナへの対応は一旦解消されつつあります。

しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症がどのような状況になるのかは不透明な状況であり、例年どおり年度末で基金の積立額を増額できるとは断言することはできません。

ただ私は、こういう非常時こそ、多少基金残高を減らしてでもさまざまな対策を実施し、一日も早く新型コロナウイルス感染症流行前の安全、安心で活気ある町に戻したいと考えております。

基金残高には限りがあることから、無計画に取り崩すわけにはまいりませんが、真に必要なものを見極め、新型コロナウイルスへの対策を確実に行いたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○酒井義光議長 3番 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 基金残高についてプラスマイナスで6億8,000万円ぐらいということでしたが、町長もご答弁の中でおっしゃったとおり、本当に多分これまでの歴史にないような、先が見えないような緊急事態ですので、これは絶対に必要だということについては、政治決断をその都度していただけるものとご期待を申し上げます。そしてこの先、残暑が落ち着きようやく過ぎやすくなったかなと思うころには、次年度の予算編成に向けて動きだされるのかと思います。いずれの自治体も言うまでもなく、厳しい財政運営を強いられることは当面の間、覚悟が必要なんでしょうけれども、町長もご答弁の中でおっしゃったとおり、住民が必要とされることについては、やっぱり変わらずに必要なものだと思います。住民の暮らしをしっかりと守るために、緊急性を要し、必要とあらば大胆かつ繊細に、そして慎重に見極めながら陣頭指揮をしっかりと執っていただきたいとご期待申し上げ、以上、3番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○酒井義光議長 以上で、3番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

この際、議場内換気のため暫時休憩いたしまして、午後2時から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後1時49分

〔再開〕 午後2時00分

○酒井義光議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

2番 森川 章議員。

〔2番 森川 章議員 登壇〕

○2番 森川 章議員 議席番号2番、森川 章です。

本日は4点の質問をさせていただきます。

一般質問をしていると、なかなかマスクをしながらしゃべるのがつらいので、今回はマスクシールドを使用しての一般質問を議長にお願いしたところ、了承していただきましたので、この形でさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルスへの対応が長期化する中、第一線で奮闘されている医療従事者の皆様とご家族の皆様に対し、心からの感謝を申し上げたいと思います。

では、質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAを推奨し、町民に広めよということで質問させてい

たきます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、厚生労働省より接触確認アプリの活用が感染拡大の防止につながることを期待されています。

町ホームページでも、いち早く広報し、広く周知に努めています。

6月20日に厚生労働省よりリリースされてから、7月3日からは陽性者と接触した場合、通知が受け取れるようになりました。そして、8月27日現在で約1,501万件のダウンロードがなされており、陽性者の登録も428件と多少の効果が出てきています。

私も自分のスマートフォンにダウンロードし、毎日接触の確認をしています。

しかし、町民の一部の方からは、このアプリから個人情報漏れるのではないかとこの質問の声も聞きます。

このアプリをまず理解することが大事であると考えます。

まずは、陽性者と接触したかの情報を収集する方法は、Bluetoothスマートフォンの接触通信機能が利用されています。Bluetoothで自分のアプリと近くのデバイスに通信を送り、信号の強さで互いの位置を測定し、1メートル以内、15分以上の接触を記録するものであります。よって、GPSを使用していないので、自分の行動範囲を知られることは決してありません。

また、このデバイスの記録は14日間で自動的に消去されることになっており、この暗号を自分で確認したり、暗号によって個人を特定されることはありません。また、氏名や電話番号、メールアドレスなどの個人の特定につながる情報の入力もないので個人情報収集などの漏えいもありません。

利用者の同意を前提になるわけですが、個人情報の漏えいはないということを理解した上で、このアプリの推奨を行うべきと考えます。

高齢の方々には、スマホやアプリなどに苦手意識の声を聞くことがありますが、感染拡大の防止につながるこのアプリを広めるために、さらなる広報を求めます。周知活動だけではなく、役場庁舎内、河北中央病院内にCOCOA導入支援窓口の設置を求めます。

先日、福井県の済世会病院での導入支援窓口のニュースを見ました。

私も知り合いなどに、このアプリのインストールを説明したことが何度かありますが、入れたいと思っているがどうすればいいのかなどという声を聞きます。また、アプリを入れることに助言をしながら手伝い、こんなに簡単に入れることができるのかという声も聞かれます。

多くの町民に理解を進め、新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAを広めることを求めます。

羽塚町民福祉部長、よろしくお願いいたします。

○酒井義光議長 羽塚町民福祉部長。

〔羽塚誠一町民福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一町民福祉部長 森川議員の新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAを推奨し、町民に広めよとのご質問にお答えいたします。

本アプリについては、感染拡大防止の効果につながることを期待されており、本町でも広報やホームページで周知を行っているところです。

石川県は8月25日、アプリを実際に登録し、濃厚接触の可能性の通知を受け、検査を受けられた件数は6件で、全て陰性だったと公表しております。

最近、若者の感染者の報告もあり、8月における石川県内の感染者状況をみても、20代、30

代が全体の約3割を占めていました。また、感染経路不明者の報告もあり、無症状の方も多く、行動範囲が広い若い世代への周知には大変有効で、一人でも多くの方に、本アプリの活用を推進していくことが重要であると考えております。町内携帯電話ショップによると、高齢者の方でアプリの問い合わせがここ最近、数件あったとのことで、徐々に広がりつつあると感じております。

なお、現時点では、役場や河北中央病院に導入支援窓口を設置することは、特に考えておりませんが、利用者がふえるよう、広報やホームページ、フェイスブック等での周知を継続してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○酒井義光議長 2番 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 このアプリの重要性をご説明していただきまして、ありがとうございます。すごく台湾などでもこのアプリや行動記録というものから分析する部分もありましたので、今後さらなる充実が求められているアプリなんですけれども、活用できると思えば、ぜひ役場の職員さんはもちろん、また議員の方々はもちろん、また町民の方々に多く広まることを期待しまして、次の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う人権尊重宣言を発せよということで質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関して、感染された方やその家族、医療、介護関係等に從事している方やその家族に対する差別や偏見、いじめ等は許されません。

感染拡大が広まる地域では、人権を尊重する宣言等が発せられています。また8月25日には、文部科学大臣から、新型コロナウイルス感染症に関する差別、偏見の防止に向けてメッセージが発表されました。

今、政府も企業も社会も思いやりを第一に考え、行動すべきときであると考えます。誰かを非難し偏見することは、病気より恐ろしいものを広げているものと感じます。今後、さらなる感染が拡大する可能性がある中、人権の尊重こそ重要だと感じます。

今後の状況を見てからになると思いますが、当町においても差別や偏見、いじめをなくす意味で人権尊重に関する宣言を発するべきと考えますが、町の考えをお聞きたいと思います。

矢田町長、よろしくお願いいたします。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人権尊重宣言を発せよとのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、自分もいつどこで感染するかもわからないということを一人一人が意識するとともに、これからも国や県からの感染症に対する情報、町からの広報やホームページなどにおける正確な情報を得て、町民の皆様が不確かな情報に惑わされることなく、助け合い、支え合う気持ちを忘れず、冷静な行動をとることが大切であります。

その中で、文部科学省や法務省などにおきましては、差別や偏見を防止すべく、さまざまな広報手段により、メッセージや相談窓口の案内など、啓発の発信を積極的に行っております。

県内では、金沢地方法務局及び石川県を中心に、各市町が新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発をホームページや広報誌を活用し開始したところであり、今後も啓発等は徐々に拡大傾向にあります。

本町におきましては、現在の感染状況等を勘案し、現時点での人権尊重に関する宣言の発出は考えておりません。町内の小中学校では、6月の学校再開に向けたウォームアップ期間登校日におきまして、学級活動の時間などを利用してコロナウイルスに関する差別や偏見、いじめ等の防止に関する指導を行っております。さらに、今般の文部科学大臣のメッセージを受け、町教育委員会では教職員及び児童、生徒や保護者への周知を8月27日付で、学校長にお願いしたところがあります。町民の皆様への対応といたしましては、町広報やホームページ等でコロナウイルスに関する人権啓発を掲載する予定でございますが、私も提案理由の説明などで申し上げております。今後も機会を捉えて、直接皆様をお願いしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、コロナに関する差別や偏見等はあってはならず、人権尊重は大変重要と認識しております。本町のみ問題としてではなく、新型コロナウイルス感染症にかかわる医療従事者等をも含めた全ての方々、ひいては町民の皆様の人権を守り擁護するため、これからは新型コロナ感染症に対する差別や偏見、いじめなどのない町を目指し、国や県と連携、歩調を合わせながら、必要に応じた対策や啓発を行っていきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○酒井義光議長 2番 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 宣言という言葉だけにこだわらずに、さまざまな部分でそういうことを伝えていくということで、ただいま町長からもしっかりと答弁いただきましたこの言葉が広く町民にも伝わると思いますので、優しい町という津幡町であればいいなと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

コロナ禍で各種行事が中止する中、予算執行と本来の目的を考え知恵を出し、代替の取り組みを検討せよということで、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、地域の各種行事や町の行事等が相次いで中止となっています。このことは、感染を広げないことから通常の形での開催は、大変難しいことだと感じています。しかし、ありとあらゆる行事が開催されず、中止となっていることで多くのことも失われていると感じています。

地域の行事を考えると、各公民館主催で行われている社会体育大会や体育祭が中止となっています。本来、この社会体育大会等は、スポーツや体操、体育競技を体験し、体を動かし、地域の住民への健康増進を図る機会の提供と集団で取り組むことでの親睦の意味を持っています。

文部科学省でも体育スポーツ振興を図るために、昭和36年にスポーツ振興法が制定され、社会教育において、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とし、国及び地方公共団体の任務としてスポーツの振興に関する施策を実施しなければならないことを明確化しています。

しかし、本年に限り、コロナ禍では通常での取り組みはできないであると思いますが、町はこの社会体育大会等への委託費を公民館に予算執行できない状況でもあります。

地域住民の健康増進のために、グランドゴルフ大会や健康ウォーキング会など知恵を出し、開催できないか検討している公民館もあると聞きますが、感染状況によっては、また中止も検討せざるを得ない状況になってきています。地域の公民館で行われている敬老会についても、感染拡大防止の観点から中止の決定が出ています。

公民館への行事委託で予算執行も難しくなっていると聞いていますが、その予算は本来、敬老会に参加する方々に使っていただける予算であると思います。公民館でも何度も何度も検討をしての結果とお聞きしていますが、お祝い品を郵送するなど何か方法はなかったのだろうかと思直に思います。

ことしに限りは本当に大変難しく、行政の担当課もまた委託を受け行事を開催している公民館や社会教育団体、地域体協も苦渋の決断であることは、もちろん理解しておりますが、さらなる知恵を出し、本来その行事に使われるべき予算を執行できることを考えられないものかと感じています。

ある高齢者の方のお宅に訪問したとき、以前、中日新聞で川井梨紗子選手の体操をする記事を切り抜き、壁に貼って真似をして体操に取り組んでいました。これは、あくまでも案ですので、川井梨紗子選手や川井友香子選手に体操をしてもらい、もしかしたら町歌体操をしてもらい、ケーブルテレビで流せないものだろうか、そんなことを考えます。

ことしに限りは本当に大変難しいと思いますが、何ならできるのか知恵を出し合い、できることを小さくてもいいので取り組んでいけないかを感じています。

このウィズコロナの状況下で、行事について、町の考えをお聞きしたいと思います。

福祉や社会教育、町主催の行事も関係してきますので、矢田町長に答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 コロナ禍で各種行事が中止となる中、知恵を出し、代替の取り組みを検討すればいかがでしょうか、そんな質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、地区社会体育大会は、春季開催予定であった中条、井上、英田、河合谷、笠井地区、秋季開催予定でありました津幡、笠野、刈安、萩野台地区の全地区で中止となっております。各地区においては、役員会などで協議し、地域住民が一同に会するイベントは感染拡大の危険性が高く、参加者の健康と安全を第一に考えた結果、中止と判断したものと聞いております。

地区敬老会の開催につきましても、5月と6月に公民館連絡協議会館長会で協議し、中止となったものでございます。

地区公民館では、石川県内の全業種に対する休業要請が6月2日に解除となったことから、感染症防止対策を十分に講じた上で、一般の方の利用を再開いたしました。行事の開催につきましては、8月から井上公民館におきましてさざなみ大学講座が開講し、今月から英田公民館ではバランスボール体験教室の開催なども予定しております。コロナ禍での制約を受けながらも、各公民館でそれぞれ工夫をされながら行事計画が徐々に動き出しております。

町といたしましても、各地域の状況を踏まえながら、行事の再開や新たな代替の取り組みを支援してまいりたいと考えております。なお、取り組みの具体案として議員が示されました川井姉妹による町歌体操をケーブルテレビで流せないかとのことにつきましては、新型コロナウイルス感染症再拡大の現状やオリンピックへの影響を鑑み、両選手への依頼は差し控えたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○酒井義光議長 2番 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 1点だけちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

ただいま、このいろいろな公民館への委託行事の中で予算執行をする際、この行事に充てるといことで委託をしている現状があると思います。この状況下の中でいろいろな形が変わってのスポーツの、グラウンドゴルフ大会なりいろいろなものになった場合、その予算執行を柔軟に対応をしていけるのか、社会体育大会なら社会体育大会の予算、それをグラウンドゴルフ大会とかに充てていけるのかということを検討していただけるのかということの一つお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 再質問にお答えいたします。

まず、執行できなかった予算につきましては、減額し、新たな代替行事等の実施が可能であれば、必要な費用は別途、予算措置により対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○酒井義光議長 2番 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 ことしの状況下の中では行事というものはなかなか難しいのだと思いますけれども、ぜひ多くの方の知恵を出しながら、本来の目的が少しでも達成できるような取り組みを今後進めていただければいいなと思っております。ウィズコロナの時代がどこまで長く続くのかという不安もありますが、その裏では健康増進ということをしっかり考えたりとか、いろいろなお祝いごとであったりとか、町本来の行事というものは目的があったものだと思いますので、今後またさらなる検討を重ねていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、4点目の質問に入らせていただきます。

公民館、体育館等の公共施設のWi-Fiなどの通信ネットワークを整備せよということで、質問をさせていただきます。

先に、道下議員が同様の質問をしていますので、同様の質問内容の項目は答弁を省略、または簡略化して行っていただき、同様の内容外の部分の答弁をお願いしたいと思います。

町内全域で金沢ケーブルテレビ回線のF T T H光化事業が進められる議案が上程されています。また、町内小中学校ではGIGAスクール構想による校内ネットワークの整備事業が進んでいます。通信環境の整備は、テレワークや学習環境のためにも必要となってきました。

地域の活性化、また地域の課題解決のために地理的条件不利、地域間格差を解消する重要な施策であり、今後、通信網の整備計画が出されることは、大変よいことだと感じています。

これからの社会がSociety5.0社会を目指し、5GやIoT等の活用のために通信システムの構築は需要となってきます。光化の通信システムが構築され、通信のスピード、データ量が上がることで社会にさまざまなことができるようになってきます。

例えば、いま導入が進められていることでは、GIGAスクール構想や、また学校間の遠隔授業、海外との通信を利用した学習授業、また在宅ワークなどのテレワークなど、スムーズにできるようになっていくでしょう。

将来を見越して考えると、会計クラウドや病院による遠隔診療、そしてスマート農業やドローンの活用、IoTでのAI家電の活用などが期待されます。

少し余談になりますが、Society5.0社会は、私は近い将来だと感じています。テレビはデジタル化が当たり前になり、インターネットとつながることも当たり前になっています。

また、携帯電話が使われるようになって約30年、今や通信端末はスマホなどになり、通信量もデータ量も各段に上がりました。

通信速度は当時から1万倍となり、移動通信のトラフィック量も、1年で1.2倍の増加、1端末の契約データ量も機種ストレージ容量も各段にふえました。今後、超スマート社会の実現は、さまざまところで行われていくと思います。

行政によっては、電子申請が進められていますので、公民館や体育館等の申請、そして会計クラウド化、キャッシュレス化をしていくことと思います。公共施設内の整備も同様に進めるべきと考えています。各公民館や体育館を訪問し確認をしてきました。また以前から、ネットの回線がつながりにくいという声もあると聞いていました。もしかしたら設備されているモデムやルーターが悪いのかも知れませんが、公民館からはそのような声が上がっていると思います。

公民館などの公共施設のネット回線は、ケーブルテレビの回線を利用している施設がありますが、電話での光回線、光コラボレーションを活用しての回線を使っていくことに回線の変更はできないか、このことをお聞きしたいと思います。

公民館などは、隣接する学校の通信システムがGIGAスクールによって、光コラボレーション化を活用すると聞いていますので、回線を変更できないか、お伺いしたいと思います。

また、災害時や避難所活用、さまざまな通信活動で公民館や体育館など公共施設で一般の方がインターネットに接続できるようWi-Fiを整備できないか、お伺いしたいと思います。

吉本教育部長、よろしくお願いいたします。

○酒井義光議長 吉本教育部長。

〔吉本良二教育部長 登壇〕

○吉本良二教育部長 公民館、体育館等の公共施設のWi-Fiなどの通信ネットワークを整備せよとのご質問にお答えいたします。

1番最初の公民館などの公共施設のネット回線についてですが、議員のご質問内容にもありますとおり、本年度中に町内全域の通信回線を光化するための高度無線環境整備事業を行うこととしておりまして、本議会9月会議に関係議案を上程をいたしております。これに伴いまして、本町の全ての公共機関は、基本的にこの光回線に接続する予定といたしておりますことから、公民館などの施設も同様の回線に変更となる見込みとしているものでございます。

次に、2点目の公共施設で一般の方がインターネットに接続できるようWi-Fi環境を整備できないかについてですが、午前中の道下議員のご質問に総務課長がお答えしましたとおり、町全体の対応として公共施設のWi-Fi環境整備を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○酒井義光議長 2番 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 光化になることで大変データ量もすごく上がりますし、また、公民館の業務の中でもスムーズに行っていけるのかなということを安心してお聞きしました。ぜひ今後、スマート社会に向けて少しずつ進んでいただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、森川 章の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○酒井義光議長 以上で、2番 森川 章議員の一般質問を終わります。

次に、10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

きょうは、2問にわたって質問いたします。

まず、第1です。住宅リフォーム助成制度を実施せよということで、ご質問いたします。

新型コロナウイルス感染症のために仕事を縮小せざるを得ない人がたくさんいらっしゃいます。民商に入っている方で、商売にならない、全く仕事が入ってこないという方もいらっしゃいます。

持続化給付金の申請者が民商会員の3割を超えています。これで何とか2、3カ月稼げるという会員がいる一方で、固定費の支払いですぐなくなるという会員もいます。国の対策の次を求める声も出ています。そのような中で、次のような話をしている方がいらっしゃいます。「消費税増税前の駆け込みはあったが、ことしはコロナ危機で仕事がない」、「持続化給付金で少しは助かっている。早く収束して巻き返しを図らないといけない」、「国保の減免も活用し営業と生活を守りたい」、「内灘町でリフォーム助成制度が復活した。そのおかげで仕事が少し出てきた。コロナ対策として有効だと思う。皆さんもぜひ補助金を利用しましょう」。こういうお話です。

内灘町では、7月から住宅リフォーム助成制度が復活しました。50万円以上のリフォームに対して2割の補助、最高額は20万円だそうです。内灘町は7月から1,000万円で始めたのですが、もう底をついている。さらに追加の措置が必要と言います。

津幡町でも過去2回住宅リフォーム助成制度が実施されました。大変人気が高く、いずれも好成績だったと聞いております。コロナ禍で仕事が減っている中、住宅リフォーム助成制度を実施すれば必ず注文する人は出てきます。20万円以上のリフォームに助成をすればより使いやすくなるのではないのでしょうか。

コロナ禍で仕事がない中、仕事を呼び込むためにもぜひこの制度を実施していただきたいと思っています。

産業建設部長にお尋ねいたします。

○酒井義光議長 岩本産業建設部長。

〔岩本正男産業建設部長 登壇〕

○岩本正男産業建設部長 塩谷議員の住宅リフォーム助成制度を実施せよとのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症により、全国的にも経済的な影響を受けている中、本町では町内中小事業者への経営支援として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、多くの経済対策を実施しているところであります。

対策事業としては、売り上げが減少している町内事業者への支援及び休校や外出自粛要請により外出できない子どもがいる家庭への生活支援を目的としたつばた元気応援商品券の交付や経営が厳しい小規模事業者の販路開拓等事業を支援するため小規模事業者事業継続等支援事業の創設、また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために休業要請に応じた中小企業や個人事業者への支援金の支給など、さまざまな経済対策を行っているところでございます。さらに、本9月会議に

において予算上程させていただいております地域経済の活性化を目的としたつばた元気応援プレミアム商品券の発売も予定しております。

これらの支援策は、本町の経済対策として大変重要かつ緊急性の高いものと考えております。また、前述いたしました商品券は、住宅リフォームとしても利用することができるもので、議員が言われる住宅リフォームに対する助成制度の実施につきましては、現在のところ考えておりません。

しかしながら、今後も長期にわたると予測される新型コロナウイルスの流行に対しては、これからもさまざまな対策が必要となってくると考えております。国の支援策等の動向を踏まえ、ウイルス感染拡大防止や経済支援等の観点から効果のある事業の選択肢の一つとして、住宅リフォーム助成制度の導入についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○酒井義光議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 先ほど、別の質問のときに町長さんが、このようなときに真に必要なものに取り組まなければいけないということもおっしゃっていました。この住宅リフォーム助成制度は、コロナ禍で仕事がない中、仕事を呼び込むためには大変いい制度じゃないかなと思っています。お金はコロナ関係であるのではないのでしょうか。ぜひ、もう一度考えていただけるとありがたいと思います。また検討するということだったので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

新型コロナ感染症について、新型コロナ感染症のまず予防について、お尋ねいたします。

公民館では貸し出しの際、参加する全ての方の名前と住所、熱のあるなしを記入するようになっています。全ての方の名前を記入すると個人情報の保護ができなくなります。貸し出しの際には、主催者が全ての方の名前と住所を把握しておけば、もしものときも主催者に連絡すれば通じるのではないのでしょうか。コロナ下では大きな会もできないと思いますので、それで十分かと思います。主催者がそれでは不安だと思うなら、全ての方の名前、住所、熱のあるなしを記録すればいいのではないのでしょうか。

生涯教育課長にお尋ねいたします。

次に、新型コロナ感染症に対する取り組みについて、お尋ねいたします。

津幡町では、新型コロナ感染症にかかった方は何人いらっしゃいますか。そのとき、どんな対応をなさっておられるのでしょうか。

新型コロナ感染症にかかる人の数がふえたら、感染震源地を明確にして、その地域の住民、事業所の在勤者の全体に対してPCR検査を実施することが大切です。現在の感染症拡大は、感染者、特に無症状の感染者が集まり、感染が持続的に集積する地域が広がることによって起こると考えられています。これらの大規模で網羅的な検査を行う目的は、診療目的ではなく防疫目的であること、すなわち無症状者を含めて感染力のある人を見つけ出して隔離、保護し、感染力を抑制し、安心、安全な社会基盤をつくることにあることを明確にして、取り組むことが重要です。さらに、地域ごとの感染状況がどうなっているのかの情報を地域住民に知らせることです。町の地域ごとに検査数、陽性率を明らかにして、どこが感染震源地なのかを住民に知らせることが大切です。

次に、医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高

い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR検査を行うこと、必要に応じて施設利用者全体を対象にした検査を行うことが必要です。

最後に、検査によって明らかになった陽性者を隔離、保護、治療する体制を緊急につくり上げることです。無症状、軽症の陽性者を保護するための宿泊療養施設の確保を緊急に行うことが大切です。自宅待機を余儀なくされる場合には、生活物資を届け、体調管理を行う体制をつくるのが大切です。日本のPCR検査の人口比での実数は世界で159位であり、この異常な遅れはどんな言い訳も通用しません。新型コロナウイルス感染症にかかった人がふえた場合は、以上のような対策をぜひとっていただきたいと思います。

町民福祉部長、よろしくお願いいたします。

○酒井義光議長 宮崎生涯教育課長。

〔宮崎 寿生涯教育課長 登壇〕

○宮崎 寿生涯教育課長 私からは、新型コロナウイルス感染症についての公民館の貸し出しについて、お答えいたします。

令和2年5月14日に公益社団法人全国公民館連合会から公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインが示され、同年5月25日に一部改訂がありました。そのガイドラインの中に、イベント、講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策として、来館者の安全確保のために実施することの項目があり、検温や来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱うことが明示されています。

各地区公民館においては、ガイドラインを遵守し、利用者の健康と安全を第一に新型コロナウイルス感染拡大防止に努めておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○酒井義光議長 羽塚町民福祉部長。

〔羽塚誠一町民福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一町民福祉部長 私からは、新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについてお答えいたします。

9月3日現在で、本町の感染者人数は18名です。現在3名の方が治療中となっております。石川県から公表されている内容以外の個人を特定するような情報提供はありません。もし、集団感染の可能性がある場合には、早急に県から連絡が入ると伺っております。町の地域ごとの検査数や陽性率を出すことは、石川県が公表している以外の情報はなく、明らかにすることは不可能です。

次に、こども園等の児童福祉施設や介護福祉施設等については、必要な情報提供を行うとともに、体温チェック等を含めて施設にかかわる方の健康観察を行っております。また、施設内にウイルスを持ち込まないよう入所時に問診やマスク着用、手指消毒のお願いを徹底するとともに、こども園では園児を送迎する保護者の出入りを玄関までに限定するなど、入所は必要最低限とし、感染防止に努めております。集団感染によるリスクが高い施設の職員に対して、定期的にPCR検査を行うことは、現時点では考えておりません。医師が必要と判断した場合の検査実施を基本としております。

次に、陽性者に対する対応については、療養施設の確保なども含めて、県において管理しておりますので、県からの要請や指示に従い、的確かつ迅速に対応してまいりたいと思います。

有効な薬やワクチンも開発途中である現状では、感染拡大を抑制し、いかに軽減できるのかに重点を置き、対策を講じていかなければなりません。感染症予防としての町民一人一人がとるべき行動、新しい生活様式の実践をわかりやすく説明し、正しい情報提供と周知を継続していくことが大切であると考えております。ご理解をお願いいたします。

○酒井義光議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 生涯教育課長に再質問をいたします。

先ほど、連合会で名簿をつくるようにということを言われているというふうにおっしゃいましたけれど、それは、ちゃんとした名簿を出すということなんですか。例えば、主催者がこの名簿を預かって、主催者がちゃんと把握していればいいということではないのですか。

○酒井義光議長 宮崎生涯教育課長。

〔宮崎 寿生涯教育課長 登壇〕

○宮崎 寿生涯教育課長 塩谷議員の再質問にお答えいたします。

答弁でお答えいたしました。ガイドラインにつきましては、公民館を開放する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めたものでございます。施設管理者は、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割りを継続的に果たすよう努力することが求められるという観点において、本町におきましてもこのガイドラインに沿って実施しております。このガイドラインにつきましては、先ほど申し上げましたとおり名簿を提出するというふうに記載されておりますので、ご理解をお願いいたします。

○酒井義光議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 名簿を提出するっていうふうに書かれているんだったら仕方がないですね。コロナを抑え込むというためにはPCR検査を多くするということが大切かと思います。無症状の方には、宿泊施設を用意すること、もし自宅待機を余儀なくされる場合には、生活物資を届けたり、体調管理をすることが必要かと思います。PCR検査を多くすることをぜひ検討していただきたいと思います。もちろん料金は国持ちです。

これで、私からの質問を終わります。

○酒井義光議長 以上で、10番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、1番 小町 実議員。

〔1番 小町 実議員 登壇〕

○1番 小町 実議員 1番、小町 実です。

今回は、金属製ごみ収納庫の助成金新設と生ごみ減量化のための補助金制度の周知強化について質問いたします。

近年では、男性の方もいろんな面で家事や育児協力もしていると思います。ごみ回収日の朝、ごみを出すのは女性だけではなく、男の仕事にもなりつつあります。日々の生活の中で生ごみや空き缶などさまざまなごみが発生いたします。

そのごみは種類別に回収日が決まっており、ごみ出しの日には多くのカラスがごみステーションの近くに集まってきて、電線に隙間なくとまっている事例や山が近いエリアではイノシシが山を下りてくるということも聞いております。ごみステーションの近くの人には、ごみ出しの日には設置場所の関係で、簡易ネットによる収集しかできない集積場所の多くは、ごみのおいに悩まされております。収集日の朝のうちなら我慢ができて、前日から置かれた生ごみの場合、衛生

面と獣らによる散らかしも多く、頭を悩めているのが実情です。

津幡町の家庭用ごみなどへの補助金制度を調べたところ、生ごみの減量化のため、機械的な水分の分解により、生ごみの容量を減少する生ごみ処理機の設置と、地中への水分の浸透により容量を減少させ堆肥化するコンポスト容器に助成されると聞いております。ここ近年、この制度は利用する方が少なくなってきたように思われます。今の時代、そぐわない部分もあるのかと疑問です。ごみの減量化を図るためにも積極的な制度の周知強化が必要であると考えております。

また今回、自分の居住しております横浜区の取り組みをご紹介します。

区の事業として、平成31年から3年計画として、事業所、アパート等を除く一般家庭を対象にごみ収納庫の設置状況などの調査を実施したところ、令和元年7月現在の設置状況として、金属製の収納庫が約35個、ごみネット等の集積場所が46個の合計81個の設置が確認されました。鍵をつけたごみ箱や、住民の皆さんが古くなったごみ箱を針金や木材ボードなどで補修をされたものも多く見られます。

翌年、令和2年5月に実施した聞き取り調査では、一般家庭の約500世帯の73件、約14%の中でご要望と意見がありました。1位は、班以外からの持ち込み、これが約32%、2位は、収納庫が小さい、ごみネットが古いなどでした。班以外からの持ち込みは、設置数の不足も考えられ、また、小さい、古いは、代替や補修が必要ながことが判明いたしました。

ご意見の一例として、ごみ集積所が古くなってきて金網が破れているので修理してくれないか。ごみ集積所が小さくて、ごみが収まりきらないため、増設できないか。また、最近、横浜に転入したが、ごみ袋を出す所がわからない。班以外の方の持ち込みが気になる。また、ごみネットから金属製ボックスへの移行ができないかなどがありました。

計画の最終年の令和3年には、ごみステーションの新設と代替や補修の実施を検討しております。

現在のごみネットの現物支給のほかにも、ごみの散乱被害の抑止を図り、良好かつ快適な生活環境を確保するために、ごみステーション管理器材として、ごみ集積場所の金属製ごみ箱や折り畳み式ネットボックス等の購入費用、補修費用の一部を助成する制度を新たに創設し、助成金制度の要望をいたします。

また、その他の問題として、金属製ごみ箱を設置するときには、原則は私有地と聞いておりますが、ガードレール付近や用水の上への設置場所などの問題がでてきております。

また、高齢の方や身体に障害のある方などの自分でごみを集積所に持ち込みできない、困難な方へのごみ出しのお手伝いが必要かもしれません。

混ぜればごみ、分ければ資源を合い言葉にごみの減量、そして、美化活動に取り組んでいきたいと思います。

生活環境課、英課長の答弁を求めます。

○酒井義光議長 英 生活環境課長。

〔英 直喜生活環境課長 登壇〕

○英 直喜生活環境課長 小町議員のごみ収納庫の助成をとのご質問にお答えいたします。

本町では、平成18年4月よりごみ収集の効率化を図るため、家庭ごみの回収を戸別収集からステーション収集に変更させていただきました。各家庭で使用していたごみ箱を持ち寄る、また、各町会や班などでごみ収納庫を購入するなど、ご協力をいただき、現在、集積所は1,166カ所と

なっております。

さて、議員ご指摘のようにごみのにおいについては、ごみ袋の口をしっかりと閉じて、におい漏れがないように出していただく必要があります。また、ごみ出しの時間については、収集日の朝にごみ出しを行うことで、獣やカラスの被害及びにおい対策に有効と考えられますので、ご協力をお願いいたします。

次に、家庭用生ごみ処理機器への補助金制度について、近年はダンボールコンポストなど費用をあまりかけない方法をとる方や新たに設置を希望される方の減少もみられます。ごみ最終処理においては水分の多いごみは、乾燥させるのに長時間必要であることから、電力使用量、二酸化炭素排出量の増加につながりますので、ごみ減量に有効な生ごみ処理機器補助金制度を今後も広報つばた及びホームページの掲載などにより周知を図ってまいりたいと思います。

ごみ収納庫の助成については、収納庫の設置が困難な場所も多くありますので、地区負担による設置のほうが、受益者負担、平等性の観点からも妥当だと考えております。よって、現段階におきましては、助成金制度新設は考えてはおりません。

今後も収納庫の設置が難しい場所については、町がごみネットを支給してまいります。

その他の問題としてご質問されたごみ収納庫の設置場所についてのご相談は、生活環境課まで、また、自分でごみを集積所に出すことが困難な方は、津幡町社会福祉協議会の有償ボランティア、地域ささえあい事業などがございますので、お問い合わせ願いたいと思います。

今後とも、町民の皆様にご協力をいただき、関係機関と連携し、ごみの減量とあわせて業務を進めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○酒井義光議長 1 番 小町 実議員。

○1 番 小町 実議員 ありがとうございます。

いろいろ取り組みがまたありますので、今後とも助成金の検討のほう、一度諦めましたけれども、また長い目で一つよろしくをお願いいたします。

続きまして、コロナ関連の質問といたしまして、町独自でPCR検査費用の助成ができないかについて、質問いたします。

先ほどの森川議員の質問と重複する、接触確認アプリCOCOAの部分が重複しているところお許しください。また、十分な説明がありました。ありがとうございます。

まだまだ暑い日が続いております。外出時にはコロナ対策としてマスクを着用し、適切な水分を取りながらでも、熱中症で体調を崩される方も多いと思いますが、県内の新型コロナウイルス感染症ですが、第2波が7月中旬から来たように思います。さらに、8月に入ってから感染者数は増加し、高齢者施設や病院等や運動部の寮生活でも集団感染が確認されるなど、年代を超えて感染が広がり、予断を許さない状況が続いております。

本年2月ごろから新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のために、卒業式、入学式などは、最低限の人数で開催となり、また、数えきれないほどの行事が中止や延期となりました。来年度は何か新しい対策の中でスタートしてほしいです。

3密回避、新しい生活様式などの基本はもちろんですが、現在簡単な予防重症化対策として、スマートフォン用の接触確認アプリCOCOAをインストールすれば、1メートル以内の距離に15分以上いた利用者同士のデータを記録し、一方の感染が確認されると、相手に濃厚接触の可能性があることを通知します。濃厚接触の可能性の通知を受けた人は、症状の有無にかかわらず検査費

用が全額公費負担となっていると聞いております。不安が一つ回避できたかと思っております。

約2カ月でダウンロード数が1,599万件を達成しましたが、まだまだ精度を上げるための利用率ではありません。このアプリをまずは職場で、そして家庭や友人にPRできないでしょうか。また、町ホームページやSNSの媒体を利用して、もっともっと積極的に周知していただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、無症状の方や症状が出る2日前から周囲への感染をさせる特性をもったウイルスです。新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、町内でクラスターや重症患者の発生を防ぐことが狙いとして、津幡町が独自に、何らかの理由があり、個人が希望する場合に1回約3万円の検査費用の一部を負担することができないでしょうか。身近に濃厚接触者がいるかもしれない親族や同僚の家族の気持ちを考えると、結果は陰性という言葉が一番うれしいです。一安心できます。

みずからの健康不安などPCR検査を受けるときの費用負担をぜひともお願いいたします。

矢田町長にお聞きします。

○酒井義光議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 PCR検査費用の助成をとのご質問にお答えいたします。

初めに、接触確認アプリCOCOAの周知に関しましては、町民福祉部長が森川議員のご質問でお答えしたとおり、利用者がふえるよう周知に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、PCR検査費用の助成についてであります。新型コロナウイルス感染症への感染確認を診断するためのPCR検査は、医師が必要と判断した場合には、帰国者・接触者外来等、県が指定する医療機関で実施され、検査費用の自己負担はありません。

また、医師の診断のもと保険診療で同検査が行われた場合は、保険対象として初診料などの一部負担は発生しますが、PCR検査料につきましては自己負担がありません。さらに、石川県では、不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業として、県内在住または県内医療機関で出産を予定している無症状の妊婦のうち、不安を抱え、PCR検査を希望する者に対し、7月20日から無料で検査を実施しているところでございます。

新型コロナウイルス感染におきまして、発症までの潜伏期間も個人差があり、検査で一旦陰性となっても、その後に症状が現れ、改めて陽性が確認されることがあります。また、偽陽性、偽陰性もあると言われております。

以上のようなことから、検査につきましては、医師の判断が必要と考えております。現時点では、任意のPCR検査の助成は考えておりません。しかし、検査体制の拡充につきましては、先般の石川中央都市圏首長会議においても提案させていただいたところであり、町内での感染状況を注視しながら、検討は続けたいと考えております。

道下議員のご質問にもお答えしましたように、本町といたしましては、まずは重症化予防として、医師が必要とした場合に、迅速に検査ができる体制整備として、町立の河北中央病院での検査の拡充を進めているところであり、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○酒井義光議長 1番 小町 実議員。

○1番 小町 実議員 ありがとうございます。

午前の部、道下議員の質問において、斎藤事務長より河北病院においても抗体、抗原検査の準備やPCR検査の民間委託についての展開中ということをお聞きしまして、一安心しております。とにかく家族とか知人に濃厚接触の方が出た場合、たまに僕の周りなんかでもいるんですけど、何かすごく心配で心配でとなってくることもあります。河北病院でもそうやってできるということがわかるだけでもちょっとよかったかなと思っているんですけども、まだまだ不安というか、ワクチンなんかも進んでいるようですが、もう少しの辛抱かなと思っております。

これで、小町 実の質問を終わらせていただきます。

○酒井義光議長 以上で、1番 小町 実議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

＜散 会＞

○酒井義光議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時08分

令和2年9月14日（月）

○出席議員（16名）

議 長	酒 井 義 光	副議長	荒 井 克
1 番	小 町 実	2 番	森 川 章
3 番	竹 内 竜 也	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	7 番	森 山 時 夫
8 番	角 井 外喜雄	10 番	塩 谷 道 子
11 番	多 賀 吉 一	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	小 倉 一 郎	総 務 課 長	酒 井 英 志
企画財政課長	納 口 達 也	監 理 課 長	本 多 延 吉
町民福祉部長	羽 塚 誠 一	健康推進課長	石 黒 久 美
産業建設部長	岩 本 正 男	環境水道部長	八 田 信 二
生活環境課長	英 直 喜	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 田 二 郎
消 防 長	松 浦 清 市	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	吉 本 良 二	生涯教育課長	宮 崎 寿
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	斎 藤 晶 史		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局長補佐	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	田 中 圭	庶 務 係 長	掃 部 富 雄
監 理 課 主 事	長谷川 直 人	税 務 課 主 査	酒 井 誠

○議事日程（第２号）

令和２年９月14日（月）午後１時30分開議

日程第１ 議案第66号 令和２年度津幡町一般会計補正予算（第８号）から

議案第96号 財産の取得について（津幡運動公園陸上競技場フィニッシュレコーダー）まで

承認第17号 専決処分の報告について（令和２年度津幡町一般会計補正予算（第７号））

請願第５号 「日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める請願書及び

請願第６号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願

陳情第２号 新型コロナウイルスの影響による医療機関・介護事業所の昨年度年収を確保し安全・安心の医療・介護を存続していくために新たな公的資金の導入を求める意見を国に提出することを求める陳情書及び

陳情第４号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第２ 同意第６号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第３ 議会議案第４号 新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所を支援し、安全・安心の医療・介護を存続していくための新たな公的支援の導入を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第２号の２）

追加日程第１ 議会議案第５号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第２号の３）

追加日程第１ 議会議案第６号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

＜開 議＞

○酒井義光議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○酒井義光議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○酒井義光議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、ご了承願います。

議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜議案等上程＞

○酒井義光議長 日程第 1 議案第66号から議案第96号まで、承認第17号、請願第 5 号、請願第 6 号、陳情第 2 号及び陳情第 4 号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○酒井義光議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

道下政博総務産業建設常任委員長。

〔道下政博総務産業建設常任委員長 登壇〕

○道下政博総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第72号 津幡町部設置条例等の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第73号 津幡町議会議員及び津幡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第74号 津幡町福祉センター条例の一部を改正する条例について、

議案第75号 津幡町税条例の一部を改正する条例について、

議案第76号 津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、

以上、3 件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第77号 津幡町中小企業振興基本条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第78号 津幡町河合谷宿泊体験交流施設条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第83号 牛首辺地に係る総合整備計画の変更について、
議案第84号 下河合辺地に係る総合整備計画の変更について、
議案第85号 上大田辺地に係る総合整備計画の変更について、
議案第86号 種辺地に係る総合整備計画の変更について、
議案第87号 八ノ谷辺地に係る総合整備計画の変更について、
議案第88号 筋谷辺地に係る総合整備計画の変更について、
議案第89号 朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について、
以上7件の辺地に係る総合整備計画の変更については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第90号 土地の処分については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第91号 財産の取得について（津幡町新庁舎（庁舎）備品）、
議案第92号 財産の取得について（津幡町新庁舎（特別職・議会）備品）、
議案第93号 財産の取得について（津幡町福祉センター備品）、
議案第94号 財産の取得について（津幡町新庁舎・福祉センター（音響設備等）備品）、
以上、4件の財産の取得については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第5号 「日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める請願書については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、陳情第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○酒井義光議長 八十嶋孝司文教福祉常任委員長。

〔八十嶋孝司文教福祉常任委員長 登壇〕

○八十嶋孝司文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第79号 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、
議案第80号 津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、
議案第81号 津幡町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、
議案第82号 津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について、
以上、4件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第95号 財産の取得について（津幡町立小中学校学習用コンピュータ機器等整備）、
議案第96号 財産の取得について（津幡運動公園陸上競技場フィニッシュレコーダー）、
以上、2件の財産の取得については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第6号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願に

については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、陳情第2号 新型コロナウイルスの影響による医療機関・介護事業所の昨年度年収を確保し安全・安心の医療・介護を存続していくために新たな公的資金の導入を求める意見を国に提出することを求める陳情書については、全会一致により不採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります

○酒井義光議長 谷口正一予算決算常任委員長。

〔谷口正一予算決算常任委員長 登壇〕

○谷口正一予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第66号 令和2年度津幡町一般会計補正予算（第8号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第67号 令和2年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、

議案第68号 令和2年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）、

議案第69号 令和2年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第70号 令和2年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）、

以上、4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第71号 令和2年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第17号 専決処分の報告について（令和2年度津幡町一般会計補正予算（第7号））は、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○酒井義光議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○酒井義光議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○酒井義光議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

私は、日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願書と国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める請願に賛成の意見を述べます。

初めに、請願第5号の請願書に賛成の意見を述べます。

今日、世界の9カ国が1万4,000発近くの核兵器を保有し、うち2,000発は直ちに発射できる状態にあります。最大の核保有国である米国とロシアは核兵器を使用する姿勢を強め、新たな核兵器の開発、配備を進めています。米中対立、中国、インド、パキスタンの関係悪化など、核保有国間の軍事的緊張が高まっています。

1日の日本世論調査会の世論調査では、核兵器が戦争に使われる可能性があるかと答えた人は72%となりました。

こうした事態に直面して、2017年7月7日に国連総会で122カ国が賛成して採択されたのが、核兵器禁止条約です。核兵器の開発、実験、保有、使用、使用の威嚇を違法化する史上初の条約です。核保有国の抵抗、圧力にもかかわらず44カ国が同条約を批准、発効に必要な50カ国まであとわずか6カ国となりました。発効すれば核廃絶を目指す闘いは新しい段階へと前進します。

日本は、アメリカの核の傘に入っているから大丈夫という意見がありますが、核の傘という場合、いざとなったら核を使うぞということです。核を持っていながら絶対使わないとしたら、それは核の傘とは言いません。いざとなったら使うぞということは、被爆者があの悪夢を呼び覚まされるということなのです。

サーロー節子さんは、次のように訴えています。

広島に原爆が投下され、爆心地から1.8キロメートルの学徒動員先で、私は生き埋めになりました。真っ暗闇の中で兵隊さんが「光が入ってきている。あそこに這って逃げろ」と声をかけてくれ、はい出すことができました。同じ部屋にいた約30人の学友は、ほとんど焼き殺されてしまいました。私の姉や姉の4歳の子どもも真っ黒になりました。ガソリンをかけて焼くといろんな光が出る。それを13歳の私が見守って、涙も出ませんでした。人でなしと自分を責めました。ああいうことを二度とほかの人に経験させてはいけません。そのために全力を発揮して働くと学生のころ、みんなと誓い合ったのを覚えています。ああ大変だと思ったとき、かつてのイメージや記憶がよみがえり、また歯を食いしばる。そうやって運動を続けてきました。

また、サーロー節子さんは、核兵器が使われることに恐怖を感じて、次のように述べておられます。

核兵器禁止条約が国連で採択され、ICANはノーベル平和賞を受賞しましたが、核兵器核保有国は逆コースを歩んでいます。非常に怖いです。核兵器という大量虐殺の道具が何十万もの人々を一瞬にして焼き殺してしまうあのイメージが強烈にあるんです。

サーロー節子さんは、核兵器と人類は共存できないと訴えておられます。

日本は、唯一の被爆国であるにもかかわらず署名も批准もしていません。日本世論調査会の世論調査でも72%が、日本は条約に参加すべきだと答えています。悪いものは悪いと言うのが、一番いいのではないのでしょうか。

日本が、一刻も早く核兵器禁止条約を批准できるようにお願いしたいと思います。

次に、請願第6号について賛成の意見を述べます。

コロナ禍で子どもたちはかつてない不安を抱え、学びの格差も深刻です。子どもたちのケアと学び、感染防止の点からも少人数学級の実現が待たれています。分散授業や時差授業で20人程度

での授業が行われたときには、感染拡大防止対策として教室の密を避け、少人数授業が行われました。

全国知事会、全国市長会、全国町村会の3会長は、政府に少人数編成を可能とする教員の確保などを要請しています。全国の小・中・高・特別支援学校の4校長も文部科学相に少人数学級を要請しました。

さらに7月8日、安倍政権のいわゆる骨太方針、経済財政諮問会議、経済財政運営と改革の基本方針は、少人数指導によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、関係者間で丁寧に検討するとしました。経済財政諮問会議といえば、以前、中教審会長も文科大臣も少人数学級を進めると国会で答弁し、少人数学級の機運が盛り上がったとき、2005年2月から3月でした、それを寄ってたかって批判して頓挫させた会議です。その政府機関が、少人数指導を言ったことは大きな変化です。もちろん、少人数指導は少人数学級ではありません。しかし、少人数指導がいいなら少人数学級が一番いいに決まっています。安心、安全な教育環境がいいなら、少人数学級が一番の解決策です。

少人数学級は、日本の教育運動の中で中心の課題でした。そして、コロナになって一気に焦点化したと言っていると思います。長年の粘り強い運動があつてのことであり、コロナ禍でのこのままでいいのかという国民の思いの広がりがあつてのことです。

首長の提言にあるように、現在の40人学級では、感染症予防のために児童、生徒間の十分な距離を確保することが困難である。少人数学級により児童、生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保がぜひとも必要であるという言葉は、誰が見てもそのとおりだと思います。

今一つは、子どもたちへの手厚い教育、柔軟な教育に少人数学級が必要だという点です。

子ども一人一人の成長を支えるには、教師が一人一人のそれぞれの学びや生活に寄り添い、応答することが必要です。これは教員と子どもとの人格的な接触を通じて成立するという教育の原点そのものです。そういう教育の条件として、少人数学級がすぐれていることは、誰が見ても明らかです。この点で学校再開後の分散登校で20人程度の授業が行われたことは力になります。子ども一人一人の表情がよくわかる。子どもそれぞれの勉強のつまずきもつかんで丁寧に指導できるなど、少人数学級のよさが論より証拠で実感されました。

津幡町でも35人学級が行われていますが、4年生まででとまっています。5、6年生は35人以上学級が9つ、中学校では津幡中学校2、3年生、津幡南中学校3年生が35人以上学級です。これもこのままでいいはずがありません。

各国の前期中等教育、日本で言えば中学校ですが、1学級当たりの平均生徒数を見ると、日本はOECD加盟国内で最下位となっています。ゆとりある少人数学級にして、子どもの間も心配なく保てるようにし、一人一人の悩みにも適切に応えられるようにすることこそ、最良の方法だと思います。

20人程度で授業ができるように教職員増と教室確保を国の責任で行うこと、20人学級を展望し、そのために国は標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てることを要望します。

これで、私からの意見を終わります。

○酒井義光議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○酒井義光議長 これより議案採決に入ります。

議案第66号から議案第96号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第96号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、承認第17号を採決いたします。

委員長の報告は、承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、承認第17号は、承認されました。

次に、請願第5号 「日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第5号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者13人〕

○酒井義光議長 起立少数であります。

よって、請願第5号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第6号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者13人〕

○酒井義光議長 起立少数であります。

よって、請願第6号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 新型コロナウイルスの影響による医療機関・介護事業所の昨年度年収を確保し安全・安心の医療・介護を存続していくために新たな公的資金の導入を求める意見を国に提出することを求める陳情書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第2号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者14人〕

○酒井義光議長 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第4号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○酒井義光議長 起立全員であります。

よって、陳情第4号は、採択とすることに決定いたしました。

＜同意上程＞

○酒井義光議長 日程第2 本日、町長から提出のあった同意第4号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、9月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今9月会議に提出させていただきました議案のうち、予算決算常任委員会に付託されました決算の認定に係る案件を除き、全てご決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明を申し上げます。

同意第4号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育委員会委員4人のうち、鳥越千春氏が令和2年9月30日をもって任期満了となります。引き続き選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日ご提案を申し上げました人事案件につきましてご説明申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○酒井義光議長 お諮りいたします。

同意第4号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、同意第4号については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○酒井義光議長 同意第4号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は、同意することに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○酒井義光議長 日程第3 議会議案第4号を議題といたします。

八十嶋孝司文教福祉常任委員長提出の議会議案第4号 新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所を支援し、安全・安心の医療・介護を存続していくための新たな公的支援の導入を求める意見書について、提案理由の説明を求めます。

八十嶋孝司総務産業建設常任委員長。

〔八十嶋孝司文教福祉常任委員長 登壇〕

○八十嶋孝司文教福祉常任委員長 議会議案第4号 新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所を支援し、安全・安心の医療・介護を存続していくための新たな公的支援の導入を求める意見書。

提出者は、私、文教福祉常任委員長、八十嶋です。

意見書の要旨を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染の広がりによって、医療機関は感染対策に奔走し、介護事業所は感染におびえながら介護を提供している。

医療機関では、1、院内感染を恐れ、受診を控えたことによる外来患者の減少、2、コロナ患者の受け入れベッドの確保、3、医師・看護師等、医療スタッフの特別体制の確保、4、一般診療、入院患者数の減少、5、手術や検査、健康診断の先延ばしやキャンセル等が発生している。

また、介護事業所では、感染を恐れた利用者のキャンセルにより従来からの利用者、新規の入所者がともに減少している。

これらのことが、医療機関・介護事業所の収入を大幅に減少させており、経営存続の危機に直面する可能性が高くなっている。

こうした状況のもとで、医療機関や介護事業所が、安全・安心の医療介護を継続していくためには、診療報酬の増額を含めた経済的な支援を実施するなど、新たな公的支援の導入が不可欠である。

よって、政府におかれては、新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所を支援し、安全・安心の医療・介護を存続していくために下記の事項の実現を強く要望する。

1、医療機関・介護事業所が経営を存続するための経済的支援など新たな公的支援を導入すること。

2、医療機関・介護事業所で働く労働者を解雇・離職等から守り、相応の所得補償を可能とする新たな公的支援を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

終わります。

＜質 疑＞

○酒井義光議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○酒井義光議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○酒井義光議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第4号 新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所を支援し、安全・安心の医療・介護を存続していくための新たな公的支援の導入を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○酒井義光議長 起立全員であります。

よって、議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時05分

〔再開〕 午後2時06分

○酒井義光議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、河上孝夫議員ほか2名から、議会議案第5号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが、提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第5号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○酒井義光議長 追加日程第1 河上孝夫議員ほか2名提出の議会議案第5号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を求めます。

河上孝夫議員。

〔16番 河上孝夫議員 登壇〕

○16番 河上孝夫議員 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

提出者、私、河上孝夫、賛成者、多賀吉一議員、同じく道下政博議員であります。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条並びに津幡町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。

津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例。

津幡町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中エを削り、オをエとし、カからコまでをオからケまでとし、同条第2号ア中町民福祉部を町民生活部に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ、健康福祉部の所管に属する事項。

この条例は、令和3年1月1日から施行するものであります。

2、この条例の施行の際現に改正前の津幡町議会委員会条例第2条の規定による常任委員会に付託され、審査又は調査を継続している事件については、それぞれ改正後の津幡町議会委員会条例第2条の規定により、その事件を所管することとなる常任委員会に付託された事件とみなすものであります。

主な改正理由としましては、町の組織機構が改編されることに伴い、常任委員会の所管の一部を改めるものであります。

以上、議員の皆様方の賛同をお願い申し上げまして、議案を提出するものであります。

以上、終わります。

＜質 疑＞

○酒井義光議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○酒井義光議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○酒井義光議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第5号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○酒井義光議長 起立全員であります。

よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時12分

〔再開〕 午後2時13分

○酒井義光議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第4号の採択に伴い、議会議案第6号を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第6号を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○酒井義光議長 追加日程第2 向 正則議員ほか2名提出の議会議案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

＜提案理由・質疑・討論の省略＞

○酒井義光議長 お諮りいたします。

議会議案第6号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○酒井義光議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第6号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○酒井義光議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○酒井義光議長 起立全員であります。

よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

以上、本9月会議で可決されました議会議案第4号及び議会議案第6号の意見書の提出先及び処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜閉議・散会＞

○酒井義光議長 以上をもって、本9月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和2年津幡町議会9月会議を散会いたします。

午後2時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 酒井 義光

署名議員 多賀 吉一

署名議員 向 正則

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表.....	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査結果表.....	6

令和2年津幡町議会9月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	13番 道下 政博	1 新型コロナのPCR検査や感染履歴の有無がわかる抗体検査は可能か	町 長
		2 新しい生活様式に向けた諸施策の具体化について	町 長
		3 コロナ禍における避難所運営のあり方について	総 務 部 長
		4 全公共施設に無料Wi-Fiの整備を	総 務 課 長
		5 全公用車にドラレコ設置を	監 理 課 長
2	5番 西村 稔	1 令和3年度以降の町政について	町 長
		2 津幡町を表現する一言について	町 長
3	4番 八十嶋孝司	1 インフルエンザ接種に対する補助拡充を	町 長
		2 コロナ禍、町財政の現状と今後の見通しは	企 画 財 政 課 長
4	3番 竹内 竜也	1 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザについて	町 民 福 祉 部 長
		2 新型コロナウイルス感染症と業務の継続について	総 務 部 長
		3 新型コロナウイルス感染症と財政見通しについて	町 長
5	2番 森川 章	1 新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAを推奨し、町民に広めよ	町 民 福 祉 部 長
		2 新型コロナウイルス感染拡大に伴う人権尊重宣言を発せよ	町 長
		3 コロナ禍で地域の行事が中止される中、予算執行と本来の目的を考え知恵を出し、代替の取り組みを検討せよ	町 長
		4 公民館、体育館等の公共施設のWi-Fiなどの通信ネットワークを整備せよ	教 育 部 長
6	10番 塩谷 道子	1 住宅リフォーム助成制度を実施せよ	産 業 建 設 部 長
		2 新型コロナ感染症について	生涯教育課長 町 民 福 祉 部 長
7	1番 小町 実	1 ごみ収納庫の助成を	生 活 環 境 課 長
		2 PCR検査費用の助成を	町 長

令和2年9月14日

津幡町議会議長 酒 井 義 光 様

提出者 津幡町議会文教福祉常任委員長 八十嶋 孝 司

新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所を支援し、安全・安心の医療・介護を存続していくための新たな公的支援の導入を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所を支援し、安全・安心の医療・介護を存続していくための新たな公的支援の導入を求める意見書

新型コロナウイルスの感染の広がりによって、医療機関は感染対策に奔走し、介護事業所は感染におびえながら介護を提供している。

医療機関では、①院内感染を恐れ、受診を控えたことによる外来患者の減少、②コロナ患者の受け入れベッドの確保、③医師・看護師等、医療スタッフの特別体制の確保、④一般診療、入院患者数の減少、⑤手術や検査、健康診断の先延ばしやキャンセル等が発生している。

また介護事業所では、感染を恐れた利用者のキャンセルにより従来からの利用者、新規の入所者がともに減少している。

これらのことが、医療機関・介護事業所の収入を大幅に減少させており、経営存続の危機に直面する可能性が高くなっている。

こうした状況のもとで、医療機関や介護事業所が、安全・安心の医療介護を継続していくためには、診療報酬の増額を含めた経済的な支援を実施するなど、新たな公的支援の導入が不可欠である。

よって、政府におかれては、新型コロナウイルスの影響を受ける医療機関・介護事業所を支援し、安全・安心の医療・介護を存続していくために下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 医療機関・介護事業所が経営を存続するための経済的支援など新たな公的支援を導入すること。
- 2 医療機関・介護事業所で働く労働者を解雇・離職等から守り、相応の所得補償を可能とする新たな公的支援を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 1 4 日

津幡町議会議長 酒 井 義 光 様

提出者	津幡町議会議員 河 上 孝 夫
賛成者	津幡町議会議員 多 賀 吉 一
同	津幡町議会議員 道 下 政 博

津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条並びに津幡町議会
会議規則（昭和 6 2 年津幡町議会規則第 1 号）第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中エを削り、オをエとし、カからコまでをオからケまでとし、同条第 2 号ア中「町
民福祉部」を「町民生活部」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 健康福祉部の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の津幡町議会委員会条例第 2 条の規定による常任委員会に付託
され、審査又は調査を継続している事件については、それぞれ改正後の津幡町議会委員会条例第
2 条の規定により、その事件を所管することとなる常任委員会に付託された事件とみなす。

改正理由 町の組織機構が改編されることに伴い、常任委員会の所管の一部を改めるもの。

令和 2 年 9 月 1 4 日

津幡町議会議長 酒 井 義 光 様

提出者	津幡町議会議員	向	正 則
賛成者	津幡町議会議員	小 町	実
同	津幡町議会議員	森 川	章

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条並びに津幡町議会議規則（昭和 6 2 年津幡町議会議規則第 1 号）第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療・教育・子育て・防災・減災・地方創生・地域経済活性化・雇用対策など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、政府におかれては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和 2 年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家

屋・償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年津幡町議会9月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第72号	津幡町部設置条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第73号	津幡町議会議員及び津幡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について	〃
議案第74号	津幡町福祉センター条例の一部を改正する条例について	〃
議案第75号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第76号	津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第77号	津幡町中小企業振興基本条例について	〃
議案第78号	津幡町河合谷宿泊体験交流施設条例について	〃
議案第83号	牛首辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第84号	下河合辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第85号	上大田辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第86号	種辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第87号	八ノ谷辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第88号	筋谷辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第89号	朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第90号	土地の処分について	〃
議案第91号	財産の取得について（津幡町新庁舎（庁舎）備品）	〃
議案第92号	財産の取得について（津幡町新庁舎（特別職・議会）備品）	〃
議案第93号	財産の取得について（津幡町福祉センター備品）	〃
議案第94号	財産の取得について（津幡町新庁舎・福祉センター（音響設備等）備品）	〃
請願第5号	「日本政府に核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書」の提出を求める請願書	不 採 択
陳情第4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	採 択

令和2年津幡町議会9月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第79号	津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第80号	津幡町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第81号	津幡町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第82号	津幡町体育施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第95号	財産の取得について（津幡町立小中学校学習用コンピュータ機器等整備）	〃
議案第96号	財産の取得について（津幡運動公園陸上競技場フィニッシュレコーダー）	〃
請願第6号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願	不採択
陳情第2号	新型コロナウイルスの影響による医療機関・介護事業所の昨年度年収を確保し安全・安心の医療・介護を存続していくために新たな公的資金の導入を求める意見を国に提出することを求める陳情書	〃

令和 2 年津幡町議会 9 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 予算決算常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第66号	令和 2 年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号）	原案可決
議案第67号	令和 2 年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第68号	令和 2 年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第69号	令和 2 年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第70号	令和 2 年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第71号	令和 2 年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第 2 号）	〃
承認第17号	専決処分の報告について（令和 2 年度津幡町一般会計補正予算（第 7 号））	〃